

北海道における大地主階級の変貌過程

浅田 喬 二

一、はしがき

二、全道的考察

(一)、五〇町歩以上地主数の推移

(二)、五〇町歩以上地主面積の推移

三、地域的考察

(一)、五〇町歩以上地主数の推移

(二)、五〇町歩以上地主面積の推移

四、系譜的考察

(一)、華族・政商地主の推転過程

(二)、資本地主の推転過程

(三)、その他個人地主・学田地主・町村地主の推移

(四)、地主構成の地域別特質

五、むすび

一、はしがき

日本における農地改革は、それ以前における地主制展開の地域的様相を基礎にして行なわれたものであり、その後の農業生産力の発展はこの改革の具体的様相によって大きな影響を受けることとなった。⁽¹⁾かくして、北海道における地主的土地所有の明治期から農地改革前までの日本地主制のなかに占める位置、北海道地主の変質過程の諸相、さらには北海道における地主構成の地域的特質は、改革後における北海道農業の生産力展開究明のための必須の課題であらう。

北海道型地主は明治維新以後、いわゆる「辺境」の地に、国有未開地の大規模払下を基軸にして成立したことに
より、地主的土地所有生成の前史をもたないという点と、小作開墾方式によって小作料収取の基盤を造り出したこ
とにより、開墾資本を投下せざるをえなかった開発地主であるという点で、日本地主制のなかで特異な地位を占め
る⁽²⁾。そして、この大土地所有はその当初において、洋式農法の直輸入による直営大農場を意図したのであるが、こ
の大規模直営農場は発展の素地をもたず、明治三〇年代の大地積払下への移行とともに、小作制大農場⇨開発地主
という形をとった寄生地主的土地所有へ変質する。そして、「辺境」性の喪失とともに北海道型地主という特殊性

第1表 五〇町歩以上地主の地方的分布 (大正9年)

(単位：戸、%)

	50～100町	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1000	1000町～	計
北海道	579(27.7)	283(36.6)	82(49.1)	75(63.6)	15(48.4)	15(75.0)	16(72.7)	1,065(33.0)
東北區	420(20.1)	148(19.1)	40(24.0)	15(12.7)	4(12.9)	1(5.0)	2(9.1)	630(19.5)
関東區	301(14.4)	75(9.9)	7(4.2)	2(1.7)	1(3.2)	—(—)	—(—)	386(12.0)
北陸區	196(9.4)	85(11.0)	10(6.0)	13(11.0)	4(12.9)	3(15.0)	3(13.6)	314(9.7)
東海區	96(4.6)	30(3.8)	2(1.2)	—(—)	5(16.1)	—(—)	—(—)	133(4.1)
近畿區	66(3.2)	16(2.1)	2(1.2)	1(0.8)	1(3.2)	—(—)	—(—)	86(2.7)
中国區	123(5.9)	48(6.2)	5(3.0)	6(5.1)	—(—)	—(—)	1(4.5)	183(5.7)
四国區	80(3.8)	23(3.0)	7(4.2)	3(2.5)	—(—)	1(5.0)	—(—)	114(3.5)
九州區	231(11.1)	65(8.4)	12(7.2)	3(2.5)	1(3.2)	—(—)	—(—)	312(9.7)
計	2,092(100.0)	773(100.0)	167(100.0)	118(100.0)	31(100.0)	20(100.0)	22(100.0)	3,223(100.0)

高岡熊雄『農政問題研究』(大正11年)49頁及び農商務省『五十町歩以上ノ大地主ニ関スル調査』(大正10年),『日本農業發
達史』第七卷,昭和30年,資料・複刻篇より作成。

は漸次消失して、ついには内地府県と同一の寄
生地的土地所有へ帰着する。

日本地主制の基幹をなす五〇町歩以上地主は
大正九年において三、二二三戸、そのうち北海
道には三分の一に相当する一、〇六五戸が存在
し、量的には大土地所有の密集地帯とさえいえ
る（第一表）。しかも、これ等五〇町歩以上の大
地主階級中、所有規模の大きくなるにつれて北
海道地主の占める割合は急速に高まり、千町歩
以上の巨大地主にいたっては総数二二名のうち
その七割に相当する一六名が北海道に土地を所
有している⁽³⁾。また、これ等大地主階級の典型と
もくされる不在地主所有面積の耕地総面積に対
する割合をみて（第二表、北海道は二四・〇

%で全国最高、さらに小作地面積に対する割合をみて、四五・七%と最高である。このように北海道は東北・北
陸とともに日本地主制の根幹をなす巨大地主地帯といえるのである。⁽⁴⁾

このような日本地主制のなかで特殊な位置を占める北海道地主の存在形態・変質過程を全面的にとらえることは

第2表 小作地率及び不在地主所有地状況（昭和16年）

（単位：%）

			耕地総面積 に対する小 作地率	不在地主所有面積 の耕地総面積 に対する割合	不在地主所有小作 地面積の小作地総 面積に対する割合
北海道			46.5	24.0	45.7
東北	道	区	46.7	20.6	36.5
関東	道	区	49.1	17.3	32.1
北陸	道	区	51.9	15.8	26.1
東山	道	区	42.3	11.9	23.2
東海	道	区	43.0	11.8	22.2
近畿	道	区	45.1	14.0	26.3
中国	道	区	42.8	12.1	26.1
四国	道	区	43.5	15.7	40.3
九州	道	区	42.8	12.2	29.8
内地			45.7	15.2	29.9
全 国			45.9	16.4	32.2

1. 耕地総面積に対する小作地率は昭和15年度の数字である。
2. 農林水産業生産性向上会議『日本農業基礎統計』（昭和33年）94～95、105頁より作成。

至難なことであるが、ここでは明治末期から農地改革前に至るまでの大地主階級を、五〇町歩以上地主調査の『地主名簿』⁽⁵⁾を集計・整理して、全道的・地域的・系譜的に考察し、北海道地主の規模別推転過程と地主構成の地域的特質を大量的・総括的に検討しようとするのが主要な課題である。⁽⁶⁾

注(1) このことについての包括的研究としては山田盛太郎『日本農業生産力構造』(昭和三五年)がある。

(2) この開発資本の投下をもって北海道型地主は「生産的性格」(斎藤仁『旧北海道拓殖銀行論』昭和三二年、二二頁)、「生産的機能」(伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』昭和三三年、一〇〇頁湯沢誠執筆分、ここでは開発地主は範疇としては寄生地主であることを容認しつつも)をもつという論者があるが、開発資本の単なる投下をもってその土地所有者が生産的性格、機能をもつといえるならば、同一の論理をもって幕藩体制の危機以後活潑に行なわれはじめた町人請負新田についても、この町人的土地所有は生産的性格、機能を有するといえるのではないか。未開発地を取得してそこに小作料収取の経済的地盤を創出するためには、当時の「農民資本」の貧弱な段階では開墾資本を投下せざるをえなかったのではないか。かくして、「新田地主」は商人・高利貸資本という前期資本の双生児が土地所有へ進出・転化する場合の一形態であって、既墾地の「兼併地主」と同様寄生地主的土地所有であることはいうまでもない。明治維新以後、内地府県でも開墾資本を投下して小作料収取の経済的地盤を作出した事例は農林省『開墾地移住経営事例』(昭和二年)にも見受けられるが、これは量的に僅少であったと考えられる。かくして、北海道型地主は未開地に開発資本を投下したといっても、それは「華族資本」、前期資本の土地所有への進出・転化の一形態であって生産的性格、機能をもつ資本とはいえず、小作料収得に依存する寄生地主的土地所有であったのである。したがって、北海道型地主の特殊性は前述の(一)土地所有の前史をもたないことと、(二)これに関連して開墾資本を投下した開発地主であるということであり、第二の開発地主は生産的性格、機能を有するとはいえないのである。

(3) この北海道分の集計については、筆者が地主名簿より集計・整理した数字と若干異なるが、ここでは一応前記の資料を利用しておく。

(4) ここで注意すべきことは、上川・空知の水田中心地帯を除いて北海道の巨大地主は畑地の所有面積が圧倒的に多かっ

たということである。

(5) 北海道における五〇町歩以上の地主名簿は大正元年調査、北海道庁『北海道農場調査』(大正二年)、大正九年、北海道庁『五〇町歩以上ノ地主』、大正一三年、農林省農務局『五十町歩以上ノ大地主』(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第七巻、昭和三〇年所収)、昭和五年、北海道庁『農場調査―北海道の小作事情其四―』(昭和八年)、昭和一五年、北海道庁『五十町歩以上の大地主調査』(道庁農地課所蔵)、昭和二〇年、北海道庁『北海道内五十町歩以上農地所有者名簿』(道庁所蔵)、昭和二七年、北海道庁『五十町歩以上の大地主解体状況調査』(道庁農地課所蔵)があるが、大正元年の『北海道農場調査』は五〇町歩以上地主の総数ではなく、「本道各地ニ分布スル地積五〇町歩以上ノモノ及五〇町歩以下ノモノト雖其ノ地方に於テ農場ト通称シツ、アルモノ」三八二戸を調査したものであり、そのなかには起業中のものも含まれているので、これ等を除外すると五〇町歩以上地主は三二二戸となり、これは当時の五〇町歩以上地主数の四〇%と考えられる。昭和五年の『農場調査』は「昭和五年六月現在農耕地五十町歩以上ノ農場ニ関シ各市支庁ニ照合シタル回答中ヨリ摘録シタルモノナリ、本道ニ於ケル農耕地五〇町歩以上ノ農場ハ総数若干ヲ超ユルモノト認ムルニ拘ラズ本調査摘録ノモノ六百有餘ナルヲ以テ尚少クトモ四百以上ノモノアルベキ筈ナリ右ハ其ノ事情ノ如何ニ拘ラズ農場所在町村役場ヨリ照会ニ対シ回答セザリシニヨルモノナリ」といわれているように、五〇町歩以上地主の総数ではなく六〇八戸の調査である。それ故、これ等の五〇町歩以上地主の推転過程を検討する場合には大正元年と昭和五年は括弧内に入れ、比率を中心に考察する。

さて、ここで資料の検討を行なっておくと、五〇町歩以上地主戸数の累年統計は、周知のように農会調査の農事統計において、明治四一年―昭和一五年の全国、道府県別の耕地所有広狭別農家戸数のなかに見出すことができるのであるが、これは属人主義的調査であつたにも拘らず結果的には属人主義と属地主主義との混乱がみられ、大土地所有者は実数より少なく計算されている可能性があるといわれている(中央物価統制協力会議『日本に於ける農業経営並に土地所有の変遷に関する参考資料』、昭和一八年、三―四頁)。いま大正一三年の前掲農務局調査と農事統計の五〇町歩以上地主戸数をみると、北海道、沖縄を除いた内地府県合計では前者が二、三三三戸、後者が二、三七一戸となつてその差は僅少であるが、北海道においては前者が七八七(修正数字、七九二)、後者が二、六一二戸となつてその差は一、八二五戸と農事統計の戸数は極めて多く出ている。かくして、全国総計では農事統計が一、七八七戸多くなつていて、この大

差の殆んどは北海道のもたらしたものである。

北海道におけるこの大差は何によって生じたものであるかはいまのところ不明であるが、(一)、農事統計は調査担当者が市町村農会で農務局調査は各地方庁であるということ、そして、農事統計は「市町村農会技術員の所謂腰だめ式の調査に基くものであつてその基礎が十分正確である」と言い難い「『前掲書』、一頁」ということと、(二)、農務局調査に若干の調査もれがあると考えられる（例えば巨大華族地主の松平直亮、東京大学、北海道大学の学田地主が記載していない）。しかし、この調査もれが前述の大差を生じさせたものであることは考えられない。それ故農事統計には属地と属人との混乱ばかりでなく、かなり重複があるとみなければならぬであろう（細貝大次郎「五〇町歩以上の大地主に関する三つの調査文献解題」参照、前掲『日本農業発達史』第七巻所収）。大正一三年の農務局調査のみに、このような大差が生じているのではなく、大正九年―七四九戸、昭和五年―一、八二五戸（この『地主名簿』は地主総数でないことに注意）、昭和一五年―五六六戸と農事統計が多くなっている。これも農事統計に重複があるとみなければならぬであろう。

(6) 北海道地主の生成過程については別稿「北海道における土地立法の史的考察―地主的土地所有の生成過程―」に譲る（未発表）。

二、全 道 的 考 察

(一)、五〇町歩以上地主数の推移

五〇町歩以上の地主総計は（第三表・附表二）、大正九年が最大で一、〇五八戸、大正二年八七二戸、大正一三年七八七戸、昭和一五年八〇五戸、農地改革前五一九戸となつていて昭和一五年までは漸減傾向であるが、それ以後急減して農地改革前には大正九年の半数以下に減少している。所有規模別では昭和一五年には千町歩以上の巨大地主を除いては、所有規模の大きくなるにつれて減少割合が高くなっているが、農地改革前には中地主の減少率を最大

第3表 五〇町歩以上地主の所有規模別・居住地別戸数の推移

I. 実 数 (戸)

	在 住 地 主			不 在 地 主									合 計		
				道 内			道 外			計					
	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年
町															
50～100	303	229	116	186	183	106	73	69	61	259	252	167	562	481	283
100～200	117	70	49	124	97	57	45	37	29	169	134	86	286	204	135
200～300	33	18	18	26	24	13	21	15	10	47	39	23	80	57	41
300～500	23	14	4	28	8	15	26	12	9	54	20	24	77	34	28
500～700	5	2	2	6	6	5	8	4	2	14	10	7	19	12	9
700～1,000	7	—	3	5	4	3	7	3	7	12	7	10	19	7	13
1,000町～	3	1	2	3	2	2	9	7	6	12	9	8	15	10	10
合 計	491	334	194	378	324	201	189	147	124	567	471	325	1,058	805	519

II. 居住地別割合 (%)

町															
50～100	53.9	47.6	40.9	33.1	38.0	37.5	12.9	14.3	21.6	46.1	52.4	59.1	53.1	59.8	54.5
100～200	40.9	34.3	36.3	43.4	44.7	54.2	15.7	18.1	21.5	59.1	65.7	63.7	27.0	25.3	26.0
200～300	41.3	31.5	43.9	32.5	42.1	31.7	26.3	26.3	24.4	58.7	68.4	56.1	7.6	7.1	7.9
300～500	29.8	41.2	14.3	36.3	23.5	55.6	33.7	35.3	32.1	70.1	58.8	85.7	7.3	4.2	5.4
500～700	26.3	16.7	22.2	31.6	50.0	55.6	42.1	33.3	22.2	73.7	83.3	77.8	1.8	1.5	1.7
700～1,000	36.8	—	23.1	26.3	57.1	23.1	36.8	42.8	53.8	63.2	100.0	76.9	1.8	0.9	2.5
1,000町～	20.0	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	60.0	70.0	60.0	80.0	90.0	80.0	1.4	1.2	1.9
合 計	46.4	41.5	37.4	35.7	40.4	38.7	17.8	18.3	23.9	53.6	58.5	62.6	100.0	100.0	100.0

III. 大正9年を100とした指数

町															
50～100	100	75.6	38.3	100	98.4	57.0	100	94.5	83.6	100	97.3	64.5	100	85.6	50.3
100～200	100	59.8	41.9	100	78.2	46.0	100	82.2	64.4	100	79.3	50.9	100	71.3	47.2
200～300	100	54.5	54.5	100	92.3	50.0	100	71.4	47.6	100	83.0	48.9	100	71.3	51.3
300～500	100	60.9	17.4	100	28.6	53.6	100	46.2	34.6	100	37.0	44.4	100	44.1	36.3
500～700	100	40.0	40.0	100	100.0	83.3	100	50.0	25.0	100	71.4	45.0	100	63.2	47.4
700～1,000	100	—	42.9	100	80.0	60.0	100	42.9	100.0	100	58.3	83.3	100	36.8	68.4
1,000町～	100	33.3	66.7	100	66.7	66.7	100	77.8	66.7	100	75.0	66.7	100	66.7	66.7
合 計	100	68.0	39.5	100	85.7	53.2	100	77.8	65.6	100	83.1	57.3	100	76.1	49.1

1. 大正9年は北海道庁農産課『五十町歩以上ノ地主』より集計作成。居住地別集計は道庁所蔵、大正9年「農場台帳」(「自大正8年 大農場関係綴」)と対照作成。
2. 昭和15年は北海道庁農政課『五十町歩以上の大地主調査』(道庁所蔵)より集計作成。
3. 昭和20年は北海道庁農地開拓部『五十町歩以上大地主の解体状況調査』(道庁所蔵)より集計作成。

として両極は小さくなっており、とくに七〇〇町歩以上地主の減少率は最小である。このように北海道における七〇〇町歩以上大地主層の農地改革前までの強靱な存続は注目すべきことであり、小地主層は昭和一五年まで全階層のうちで最も強固に存続していたのであるが、戦時経済時に急速に没落している。

つぎに、これ等五〇町歩以上地主の居住地別推移をみると、まず在在地主であるが大正九年には四九一戸を数えて最大であり、大正二年三八〇戸、昭和一五年三三四戸、農地改革前には一九四戸に減少して大正九年の三九・五％に激減している。所有規模別では昭和一五年においては所有規模が大きくなるにつれて減少割合も大きく、七〇〇町歩以上の大地主層は大正九年の一〇％程度に急減しており、農地改革前では中地主層の減少が最大で、両極は小さくなっており、とくに千町歩以上巨大地主は最大の強固さを示して、大正九年の六六・七％の高さを保持している。地主総数中に占める在在地主割合は不在地主に比してその減少が大きかったために、大正九年の四六・四％から農地改革前の三七・四％に減少しており、所有規模別では上層になるにつれて在在地主割合が小さくなっている傾向には変りないが、農地改革前においては巨大地主層は逆に増大している。

道内不在地主では大正二年三二九戸、大正九年三七八戸、昭和一五年三二四戸、農地改革前には二〇一戸と戦時中の減少が激しく大正九年の五三・二％に減少している。所有規模別では昭和一五年には三〇〇〇町歩地主と千町歩以上地主との減少が顕著であるが、農地改革前には中地主層の衰退が最大であり、両極では小さくなっているが、五〇〇町歩以上の大地主層は一七・四〇％の減少程度で最小である。道内不在地主割合は在在地主の減少より緩慢であったために大正九年の三五・七％から農地改革前の三八・七％へと若干増大しており、所有規模別では大正九年において小規模地主程その割合が高くなっているが、農地改革前には紡錘状を呈し、三〇〇〇町

歩層では当該所有規模地主数の半数以上を占めており、この所有階層において道内不在地主比重の高かったことが確認される。

道外不在地主は大正二年一六三戸、大正九年一八九戸、昭和十五年一四七戸、農地改革前一二四戸と大正九年が最大であり、農地改革前には最高時の六五・六％に減少して、在住地主及び道内不在地主に比してその減少率が最小となって、最も強靱に存続していたことがわかる。所有規模別では昭和十五年において三〇〇～五〇〇町歩層、七〇〇～一、〇〇〇町歩層の減少が顕著であるが、農地改革前には三〇〇～七〇〇町歩層の減少が顕著である。道外不在地主割合は大正九年の一七・八％から農地改革前の二三・九％と増大しているが、その増大は二〇〇町歩以下の小地主層と七〇〇町歩以上の大地主層において起っており、これ等地主層の強固な存続が確認される。所有規模別の道外不在地主割合は所有規模が大きくなるにつれて高くなっている傾向には変化ないが、中地主層の減少が大きい。また、農地改革前において七〇〇町歩以上の大地主層の道外不在地主割合は五四～六〇％の高率を示していることから、この時期までに強固に存続した大地主層の中軸は道外不在の大規模地主層であったと考えられる。

以上のべた五〇町歩以上地主層の推移を要約すると、地主総数では北海道開拓の進展とともに五〇町歩以上地主は増大して大正九年にピークに達し、その総数は一、〇五八戸を数えるに至り、それ以後第一次大戦後の不況、昭和恐慌を経て漸減し、戦時経済時には急減して農地改革前には五一九戸となる。この減少傾向を所有規模別にみると、中地主層の減少が大きくなっていて、小地主層と大規模地主層では小さくなっている。このように、農地改革前における北海道地主の特質として小規模地主層と大規模地主層の強靱な存続ということが指摘できるであろう。

これを居住地別地主数の推移とかみ合せると、在住地主の後退は顕著であり、とくに在住中地主層の減少は急激である。不在地主でも中地主の後退は顕著であるが、ここでは七〇〇町歩以上大規模地主層の強靱な存続が著しく目につく。この不在地主中、道内不在地主では大地主層の存続が強固であり、道外不在地主では七〇〇町歩以上の大規模地主層と小地主層の存続が強靱である。かくして、農地改革前に強固に存続した七〇〇町歩以上大規模地主層の中核は不在地主、なかならず道外不在地主であるということが出来る。

注(一) 以下の叙述では五〇町歩以上地主中、五〇〇～二〇〇町歩層を小地主層、二〇〇～五〇〇町歩層を中地主層、五〇〇～

一、〇〇〇町歩層を大地主層、一、〇〇〇町歩以上層を巨大地主層、五〇〇町歩以上層を大規模地主層と呼ぶ。

(2) これは四、系譜的考察のところで述べるように町村地主系譜のものの存続による。

(二)、五〇町歩以上地主面積の推移

五〇町歩以上地主面積の推移をみると(附表二)、五〇町歩以上地主数の最大時である大正九年が一九二、〇七九・四町で最高、以後急減して昭和一五年には一一四、八四六・五町、農地改革前には九一、八九三町となり大正九年の五九・八％、四七・八％となりいずれも地主数の減少より大きくなっている。これ等五〇町歩以上地主所有面積の耕地総面積に対する割合をみると、大正九年二二・九％、昭和一五年一一・八％、農地改革前一・五％と減少し、小作地面積に対する割合では四九・一％、二五・四％、三〇・六％と減少している(後出第一表)。所有規模別では大正一三年において五〇〇町歩を境としてそれ以下の所有階層の減少が著しく、それ以上は緩慢であり(統計表省略)、昭和一五年には三〇〇町歩を境としてそれ以下の所有階層の減少が緩慢で、それ以上では著しくなっ

ている。農地改革前では一定の傾向をみい出しえないが、一〇〇町歩以下の小地主層と七〇〇一、〇〇〇町歩の大地主層において減少が緩慢であり、所有階層を大きく区分すると、小地主層と大地主層の所有面積の減少が小さく、中地主層のそれが大きかったと言える。このことは五〇町歩以上地主数の動向が同様な傾向をとっていたことと軌を一にするものであるが、ここで注意すべきは千町歩以上の巨大地主が地主数では強靱な存続を示していたが、所有面積ではかなりの減少を示していることである。これは千町歩以上の巨大地主が千町以上の所有水準を保持していても、その所有面積を漸減していたことを物語るものであらう。かくして、階層別の所有面積割合では中地主の減少が大きく、巨大地主は若干減少し、小地主、大地主は逆に増大しているが大地主の増大は著しい。

つぎに、五〇町歩以上地主面積の田畑別動向をみると（第四表）、田面積は大正中期以後増大して昭和一五年には大正九年に比して三三・一％増大している。畑面積はこれとは逆に昭和一五年には大正九年の半数に減少している。この田面積の増大は第一次大戦後の不況対策として畑地の水田化が大規模に行なわれたことによるものである。所有規模別田面積では七〇〇町歩以下層は昭和一五年において大正九年の一・三二・六倍に増大しているのであるが、七〇〇町歩以上層では四八・一七・七％減少している。これはあとでみるように大正中期中以後水田中心地たる空知・上川において七〇〇町歩以上の大規模地主の減退に大きく影響されたためであらう。しかし、所有規模別田面積割合では千町歩以上層を除いて全階層にわたって増大しており、五〇〇一七〇〇町歩層の増大は顕著である。これは水田中心たる空知・上川においてこの階層が地主数において不変状態を示し、しかもこれ等の地主の水田所有面積が増加したためであらう。かくして、前述の五〇町歩以上地主面積の減少傾向は畑地面積の減少によるものであり、水田面積は七〇〇町歩以上層を除いては全般的に増大しているのであって、昭和一五年における七〇

第4表 五〇町歩以上地主の所有規模別・田畑別面積の推移

I. 実数(町)

	田		畑		合 計	
	大正9年	昭和15年	大正9年	昭和15年	大正9年	昭和15年
50~100町	3,399.5	7,951.3	34,748.4	25,195.6	38,147.9	33,146.9
100~200	3,553.2	7,364.4	36,431.7	19,521.4	39,984.9	26,885.8
200~300	1,742.0	3,243.9	17,767.5	10,253.4	19,509.5	13,497.3
300~500	2,604.2	3,318.9	26,774.6	9,340.4	29,378.8	12,659.0
500~700	937.9	2,462.7	10,275.3	4,976.7	11,213.2	7,439.4
700~1,000	2,602.1	1,351.2	13,388.9	4,530.2	15,991.0	5,881.4
1,000町~	3,685.1	820.4	34,169.0	4,516.3	37,854.1	15,336.7
合 計	18,524.0	26,512.5	173,555.4	88,334.0	192,079.0	114,846.5

II. 田畑別割合(%)

50~100町	8.9	24.0	91.1	76.0	100.0	100.0
100~200	8.9	27.4	91.1	72.6	100.0	100.0
200~300	8.9	24.0	91.1	76.0	100.0	100.0
300~500	8.8	26.2	91.2	73.8	100.0	100.0
500~700	8.4	33.1	91.6	66.9	100.0	100.0
700~1,000	16.3	23.0	83.7	77.0	100.0	100.0
1,000町~	9.7	5.3	90.3	94.7	100.0	100.0
合 計	9.6	23.1	90.4	76.9	100.0	100.0

III. 大正9年を100とした指数

50~100町	100	233.9	100	72.5	100	86.9
100~200	100	207.3	100	73.6	100	67.2
200~300	100	186.2	100	57.7	100	69.2
300~500	100	127.4	100	34.9	100	43.1
500~700	100	262.6	100	48.4	100	66.3
700~1,000	100	51.9	100	33.8	100	36.8
1,000町~	100	22.3	100	13.2	100	40.5
合 計	100	133.1	100	50.9	100	59.8

資料は前表に同じ。

〇町歩以上層の急減は田畑面積の同時的減少によるものである。

つぎに、居住地別面積の推移では、在住地主面積は昭和一五年には大正九年の半数近くに減少し、農地改革前には三八・七%に減少する。不在地主面積の減少は在住地主面積に比して緩慢であり、昭和一五年には大正九年の六三・三%に、農地改革前には五二・八%に減少しており、これは前述の不在地主数の緩慢な減少と対応するものであるが、地主数の減少よりは急激である。では、これ等居住地別面

積の推移を所有規模別にみると、在住地主面積は昭和一五年において所有規模の大きくなるにつれて減少率が低くなっている、農地改革前では中地主層の減少が最大で、両極は小さくなっているが、巨大地主は大きくなっている。これは前述の在住巨大地主層の強靱な存続と符合しない。このことは在住巨大地主が千町歩以上地主としては現存していても、その所有面積を漸次縮小してきていたことを示すものであろう。不在地主面積では昭和一五年において所有規模の大きくなるにつれて減少率が高くなっているが、農地改革前にはこれとは逆に一〇〇町歩以下の小地主層と七〇〇〜一、〇〇〇町歩の大地主層において減少率が低くなっている。このことは不在地主数の動向とほぼ照合するものである。かくして、不在地主面積割合は二〇〇〜三〇〇町歩層を除いては全般的に高くなっているが、そのうちでも前述の各階層は著しく高くなっている。

では以上検討した地主数の動向と地主面積の推移とをかみ合わせてみると、まず在住地主については中地主数の急減と中地主面積の急減は一致するが、巨大地主数の漸減と巨大地主面積の急減とは符合しない。これは在住巨大地主が所有階層を落層する程には所有面積を減少しないで、こきざみに所有面積を縮小した結果であろう。不在地主数では三〇〇町歩層を中軸とした中地主数の減少が著しくその両極では緩慢な減少を示しており、不在地主面積でも同様の傾向を示している。道内不在地主数では同様の傾向があるとは言え、減少の中軸が一階層落ちて二〇〇町歩層を中心としたものになっており、面積規模の推移でもこれと同様の傾向である。道外不在地主数では不在地主数全体との動向と同一であり、三〇〇町歩層を中軸とした中地主層の減少が大きく、その両極は漸減状態であり、所有面積の動向も同様である。ここで注目すべきことは道内、道外不在地主を問わず千町歩以上地主面積の減少は地主数のそれよりも急激であるということであり、これは在住巨大地主の場合程ではないにしても、千町歩以上地

主として現存しながらもその所有面積は漸減していたことを物語るものである。

このように五〇町歩以上の地主階層では地主数、面積とも在住地主の衰退が顕著であり、不在地主では地主数の減少は道内不在地主において大きく、面積では道外不在地主において若干大きくなっている。所有規模別では居住地別を問わず、中地主層の減退が地主数、面積とも大きくなっており（在住地主数では中、小地主の減少率は殆んど同

第5表 五〇町歩以上道内地主の職業別・所有規模別戸数（大正13年）

（単位：戸，%）

	50～100町	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000～町	計
地主	124 (33.6)	74 (41.3)	18 (46.2)	17 (40.5)	5 (35.7)	3 (50.0)	1 (11.1)	242 (36.8)
地主一般	125 (33.9)	34 (19.0)	6 (15.4)	4 (9.5)	— (—)	— (—)	— (—)	169 (25.7)
商業・銀行	52 (14.1)	28 (15.6)	4 (10.3)	3 (7.1)	5 (35.7)	— (—)	1 (11.1)	93 (14.1)
貸家	4 (1.1)	4 (2.2)	— (—)	3 (7.1)	— (—)	— (—)	1 (11.1)	12 (1.8)
製造業	8 (2.2)	5 (2.8)	1 (2.6)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	14 (2.1)
金融	5 (1.4)	5 (2.8)	3 (7.7)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	13 (2.0)
醸造	10 (2.7)	4 (2.2)	2 (5.1)	1 (2.4)	1 (7.1)	— (—)	1 (11.1)	19 (2.9)
鉱工業・土木	16 (4.3)	— (—)	2 (5.1)	1 (2.4)	— (—)	— (—)	— (—)	19 (2.9)
請負	3 (0.8)	2 (1.1)	— (—)	3 (7.1)	1 (7.1)	— (—)	— (—)	9 (1.4)
官公吏・会社員・銀行員	3 (0.8)	3 (1.7)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	6 (0.9)
漁業	350 (94.9)	159 (88.8)	36 (92.3)	32 (76.2)	12 (85.7)	3 (50.0)	4 (44.4)	556 (90.6)
その他（医・僧）	19 (5.1)	20 (11.2)	3 (7.7)	10 (23.8)	2 (14.3)	3 (50.0)	5 (55.5)	62 (9.4)
合計	369 (100.0)	179 (100.0)	39 (100.0)	42 (100.0)	14 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	658 (100.0)

1. 農地改革記録委員会『農地改革願末概要』（昭和26年）807頁より。
2. ()は割合，筆者算出。

じであるが、中地主が僅かに低くなっている）、小地主層及び大規模地主層において小さくなっている。この小地主層と大地主層とを比較すると、在住地主の場合には地主数では小地主層の減少が大きくなっているが、面積の減少では大地主層が最も小さく、これに小地主層が続ぎ、巨大地主層は最も大きくなっている。道内不在地主では地主数、面積とも小地主層の減少が大きく、道外不在地主の場合には地主数、面積とも大規模地主層の減少が大きくなっている。⁽¹⁾

このような所有規模別地主推移の相異は所有規模別地主性格の異差から生じたものであらう（第五表）。中地主層の急減はこれ等地主層に土地所有の経済的実現形態たる小作料を主要な収入源とするものの割合が低く、高利貸、農外事業経営者、高級サラリーマンが多いため、土地所有のうまみがなくなれば素早く土地を手離すことによるものであり、小地主層の強固な存続はこれ等の階層が小作料収入に依存する寄生的性格が濃厚であったため、そう容易には土地を手離さなかったことによるものであり、地主制の危機には耕作地主化によってこれに対応したためである。大規模地主層の強靱な存続は華族地主、政商地主、組合・会社組織農場、個人地主の後退のあとに、第一級の地場資本、甜菜糖業資本、炭坑資本、銀行資本等の資本地主と、学田地主、町村地主等の大土地所有者が進出し、これ等の地主が農地改革前まで所有面積を漸減しながらも強固に存続していたことによるものである。⁽²⁾

注（一） 府県地主の場合にはこれとは異なり、所有規模の大きい地主程後退傾向が甚だしくなっている。このことについては前掲『農地改革顛末概要』八一―八二―八一―三頁、東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』（昭和三四年）、三二六―三二七頁参照。

（二） これ等地主層の昭和恐慌時における土地売却の激しさについては、つぎの如き小作事情報書からもうかがえる。「最近農村ニ於ケル新傾向ノ一トシテ見ルベキハ土地ヲ投資物權トシテ買取シタルモノガ都市ニ於テ營ミ居タル他ノ營業ノ北海道における大地主階級の変貌過程

近時ノ不振ニ影響セラレテ之が転売ノ必要ヲ生ジタルカ或ハ又土地ニ関スル公租公課ノ増嵩ニ反シ農村一般ノ傾向トシテ小作料値上ゲノ困難ナルニ加エ将来ノ紛議ヲ恐レテ土地ヲ売放タントスルカ或ハ又既墾地未墾地ノ差別ナク自作農創設ノ国家的施設ニ促サレ若クハ之ニ乗ズル一部土地仲買人ノ策動ニ依ル等各種原因ニ基キ大地主ノ所有土地売却熱ノ高マリタルコト」(北海道庁『最近に於ける北海道小作事情の概況』(昭和七年、道庁農地課所蔵)。

(3) 大規模地主の動向については四、系譜的考察のところで詳論する。

三、地域的考察

(一)、五〇町歩以上地主数の推移

五〇町歩以上地主の密集地をあげると(第六表、附表三)、明治末期においては旧開中核地の空知・後志、新開中核地の上川・十勝の諸地域であり、これに旧開中核地の石狩・胆振、停滞地の渡島等が続いている。⁽¹⁾大正初期においても同様の傾向であるが、大正中、後期にかけては若干の変動が見受けられる。それは五〇町歩以上地主の新開中核地(上川・十勝・網走)への密集であり、この地域は五〇町歩以上地主数の四七%前後が集中する。これに対して旧開中核地たる空知・後志・石狩及び停滞地渡島の後退が目につく。これは、明治三〇年代末期より国有未開地処分の基軸が旧開中核地から新開中核地に移行しはじめ、大正初期からこれが決定的になったという事情によるものであろう。昭和初期では新開中核地への集中と旧開中核地の後退が進行し、新開中核地は地主総数の五一・四%を占めるに至り、五〇町歩以上地主の代表的な集中地となる。そのなかでも大正中中期以後網走の進出が顕著である。旧開中核地では大正中中期以後の水田化の増大にともなう石狩・空知の地主比重は高くなっている。昭和一五年の戦時経済時には新開中核地の地主比重はさらに増大して五四・五%となり、そのうちでも十勝は二八・五%とずば

第6表 五〇町歩以上地主の支庁別・居住地別戸数推移

I. 実 数 (戸)

北海道における大地主階級の変貌過程

	在住地主			不在地主												合 計		
				道 内			道 外			計								
	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年			
石空後胆	狩知志振	29	23	15	32	22	13	13	6	2	45	28	15	74	51	30		
		40	27	27	56	61	44	32	33	26	88	94	70	128	121	97		
		54	20	5	40	28	8	17	9	3	57	37	11	111	57	16		
		28	11	12	30	10	5	16	5	2	46	15	7	74	26	19		
上十網	川勝走	91	40	15	96	68	29	34	18	13	130	86	42	221	126	57		
		99	131	48	35	62	42	14	36	37	49	98	79	148	229	127		
		68	35	26	40	30	24	21	18	16	61	48	40	129	83	66		
桧渡日留	山島高朋	12	4	5	7	5	3	8	5	3	15	10	6	27	14	11		
		11	17	22	19	14	12	12	8	7	31	22	19	42	39	41		
		21	9	7	8	9	—	2	3	3	10	12	3	31	21	10		
釧根宗全	路室谷道	20	8	6	7	4	3	9	4	3	16	8	6	36	16	12		
		3	4	3	5	5	5	2	—	2	7	5	7	10	9	10		
		3	3	1	—	—	5	—	—	3	—	—	8	3	3	9		
	12	2	2	3	6	8	9	2	4	12	8	12	24	10	14			
	491	334	194	378	324	201	189	147	124	567	471	325	1,058	805	519			

II. 居住地別割合 (%)

狩知	39.2	45.1	50.0	43.2	43.1	43.3	17.6	11.8	6.7	60.8	54.9	50.0	7.0	6.3	5.7	
石空	31.3	22.3	27.8	43.8	50.4	45.4	25.0	27.3	26.8	68.8	77.7	72.2	12.1	15.0	18.7	
後胆振	48.6	35.1	31.3	36.0	49.1	50.0	15.3	15.8	18.8	51.4	64.9	68.8	10.5	7.1	3.1	
上十網走	37.8	42.3	63.2	40.5	38.5	26.3	21.6	19.2	10.5	62.2	57.7	36.8	7.0	3.2	3.7	
川勝	41.2	31.7	26.3	43.4	50.9	15.4	14.3	22.8	58.8	68.3	73.7	20.9	15.7	11.0		
山島	66.9	57.2	37.8	23.6	27.1	33.1	9.5	15.7	29.1	33.1	42.8	62.2	14.0	28.5	24.5	
高朋	52.7	42.2	39.4	31.0	36.1	36.4	16.3	21.7	24.2	47.3	57.8	60.6	12.2	10.3	12.7	
日留	44.4	28.6	45.4	25.9	35.7	27.3	29.6	35.7	27.3	55.6	71.4	54.6	2.6	1.7	2.1	
路室	26.2	43.6	53.7	45.2	35.9	29.3	28.6	20.5	17.1	73.8	56.4	46.3	4.0	4.8	7.9	
谷	67.7	42.9	70.0	25.8	42.6	—	6.5	14.3	30.0	32.3	57.1	30.0	2.9	2.6	1.9	
全 道	55.6	50.0	50.0	19.4	25.0	25.0	25.0	25.0	44.4	50.0	50.0	3.4	2.0	2.3		
宗谷	30.0	44.4	30.0	50.0	55.6	50.0	20.0	—	20.0	70.0	55.6	70.0	1.0	1.1	1.9	
根室	100.0	100.0	111.1	—	—	55.6	—	—	33.3	—	—	88.9	0.3	0.4	1.7	
全 道	50.0	20.0	14.3	12.5	60.0	57.1	37.5	20.0	28.6	50.0	80.0	85.7	2.3	1.2	2.7	
全 道	46.4	41.5	37.4	35.7	40.2	38.7	17.9	18.3	23.9	53.6	58.5	62.6	100.0	100.0	100.0	0

資料は第3表に同じ。

ぬけた高さを示しており、これは全道的に五〇町歩以上地主が減少するなかで、全道的な地主数最高年たる大正九年の一四八戸より八一戸の増加を示しているためである。旧開中核地では空地が昭和初期に比して地主比重が増大しており、これは大正九年より僅かに七戸の減少にとどまったことによる。農地改革前には新開中核地の地主比重は低下するのであるが、十勝のずばぬけた高さは若干低下したのみで、依然として他を圧する高さを保持している。旧開中核地の空知は戦時経済時に全道の地主数が激減するなかで、その減少程度が軽小であったために地主比重はかえって高くなっている。停滞地の渡島は大正九年に匹敵する地主数を保持しているため地主比重は著しく増大している。

明治末期ゝ農地改革前の全期間にわたって五〇町歩以上地主分布割合の高い地帯は旧開中核地の空知、新開中核地の上川・十勝であり、これに大正中期から網走が加わる諸地域であり、これよりずっと落ちてはいるが、旧開中核地の石狩、停滞地の渡島等が続いている。そして、旧開中核地の後志は大正期まで、胆振は昭和初期まで地主比重が高かったのである。かくして、五〇町歩以上地主の密集地帯は、大正後期までは旧開中核地の空知・後志、新開中核地の上川・十勝・網走（これは大正中期より加入）の諸地帯であり、それ以後は後志の後退が起り、五〇町歩以上地主の密集地域は水田中心地たる空知・上川、畑作中心地たる十勝・網走の両地帯となり、なかでも十勝の集中度は⁽²⁾ずばぬけている。

では何故にこのような地域に地主的土地所有が広範に成立したのであろうか。明治末期ゝ大正初期において、これ等の地域に地主的土地所有形成の経済的基盤として、高率の小作料を収奪しうる程の生産力的発展が必要であるが、前述の五〇町歩以上地主の主要分布地帯ではこの生産力的基礎が原生的地力の有利性の上に確立していたので

第7表 農家経済収支

(単位:円)

		農場収入 (A)	副業及び 雑収入 (B)	農場支出 (C)	生計費 (D)	租税 (E)	差引(→) *	差引(→) **	差引(→) ***
石狩	畑作農	382,130	29,814	102,092	286,997	19,059	21,796	40,855	11,041
	稲作農	539,800	35,500	136,500	322,530	28,350	87,920	116,270	80,770
空知	畑作農	393,647	33,145	123,313	253,181	22,057	28,241	50,298	17,153
	稲作農	510,087	11,667	131,900	284,174	16,593	89,087	105,680	94,013
後志	畑作農	373,771	33,600	103,338	259,629	18,289	26,115	44,404	10,804
	稲作農	397,435	15,000	105,535	253,550	38,350	15,000	53,350	38,350
胆振	畑作農	351,311	49,873	115,140	253,371	17,431	15,242	32,673	17,200
	稲作農	337,400	48,000	97,500	263,450	23,600	850	24,450	23,550
上川	畑作農	445,707	25,086	114,929	279,959	23,844	52,061	75,905	50,819
	稲作農	486,329	18,900	140,800	282,955	28,728	52,746	81,474	52,574
十勝	畑作農	349,872	44,892	98,829	250,133	20,824	24,978	45,802	0,810
	稲作農	—	—	—	—	—	—	—	—
網走	畑作農	409,057	43,864	130,183	263,901	24,663	34,174	58,837	14,973
	稲作農	—	—	—	—	—	—	—	—
桧山	畑作農	356,594	60,450	101,298	253,313	26,077	36,356	62,433	1,983
	稲作農	363,795	40,000	121,500	232,695	32,800	16,800	49,600	9,600
渡島	畑作農	367,446	29,780	98,066	244,710	23,988	30,462	54,450	24,670
	稲作農	447,272	55,833	119,685	281,933	32,037	69,450	101,487	46,654
日高	畑作農	334,198	36,438	95,150	233,919	17,456	24,111	41,167	4,729
	稲作農	445,389	48,000	109,600	272,660	23,520	84,600	111,120	63,120
留萌	畑作農	344,067	41,233	96,522	254,089	19,829	14,860	34,689	6,544
	稲作農	—	—	—	—	—	—	—	—
釧路	畑作農	354,704	34,384	100,583	245,640	19,206	23,661	42,867	8,483
	稲作農	—	—	—	—	—	—	—	—
根室	畑作農	337,550	101,500	139,000	248,250	12,500	39,300	51,800	49,700
	稲作農	—	—	—	—	—	—	—	—
宗谷	畑作農	344,817	36,669	95,367	259,600	17,676	8,750	26,517	10,152
	稲作農	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	畑作農	367,491	42,909	108,129	254,906	20,214	27,151	47,365	4,456
	稲作農	440,937	34,113	120,378	274,244	27,997	52,431	80,428	46,315

1. 農場支出は種苗費, 飼料費, 肥料費, 消耗品費, 傭入労銀, 修繕費の合計, 減価償却費は含まない。
2. この農家経済収支は畑作5町, 稲作2.5町経営農家の経済収支である。
3. 北海道庁『産業調査報告書』第6巻(大正4年)166~162頁より作成。

* $\{(A+B)-(C+D+E)\}$

** $\{(A+B)-(C+D)\}$

*** $\{A-(C+D)\}$

第8表 支庁別水田反当小作料の推移
(単位:斗, %)

		明43~ 大3	4~8	9~13	昭2~6
石 狩	收穫高(A)	12.30	12.39	13.05	14.77
	小作料(B)	3.84	4.86	4.51	4.73
	B/A	31.2	39.2	34.6	32.0
空 知	收穫高(A)	13.16	13.41	14.54	15.69
	小作料(B)	4.24	5.47	5.13	5.52
	B/A	32.2	40.8	35.3	35.2
後 志	收穫高(A)	11.73	13.51	14.28	15.14
	小作料(B)	4.00	4.75	3.93	4.08
	B/A	34.1	35.2	27.5	26.9
胆 振	收穫高(A)	11.63	13.35	12.46	13.90
	小作料(B)	3.69	3.93	4.61	3.78
	B/A	31.7	29.4	37.0	27.2
上 川	收穫高(A)	14.95	14.31	15.08	16.50
	小作料(B)	4.07	5.13	5.49	5.30
	B/A	27.2	35.8	36.4	32.1
十 勝	收穫高(A)	10.76	13.20	11.33	12.73
	小作料(B)		2.63		3.10
	B/A		19.9		24.4
網 走	收穫高(A)				15.29
	小作料(B)				4.32
	B/A				28.3
松 山	收穫高(A)	13.08	12.17	11.74	13.29
	小作料(B)	3.05	3.55	3.76	4.34
	B/A	23.3	29.2	32.0	32.7
渡 島	收穫高(A)	11.05	13.18	12.83	14.84
	小作料(B)	4.58	4.63	4.29	3.86
	B/A	41.4	35.1	33.4	26.0
日 高	收穫高(A)	13.48	13.84	10.82	14.00
	小作料(B)	4.75	4.57	3.86	4.04
	B/A	35.2	33.0	35.7	28.9
留 萌	收穫高(A)		11.26	11.55	17.23
	小作料(B)		4.00	3.51	4.16
	B/A		34.4	30.5	24.1
全 道	收穫高(A)	13.45	13.57	14.16	15.49
	小作料(B)	3.98	4.37	4.33	4.20
	B/A	29.6	32.2	30.6	27.1

1. 小作料は契約小作料である。
2. 小作料は中位のものである。
3. 大正2年と昭和6年は凶作であるので省いた。
4. 小作料は北海道庁経済部『北海道ノ小作事情(其ノ二)』(昭和10年)、收穫高は農林省『北海道農業果年統計表』(昭和32)年より作成。

ある(第七表)。いま明治末期の北海道標準農家の経済収支をみると、畑作農家ではM部分に該当する差引(二)の大きい地域は、畑作農家では旧開中核地の空知、新開中核地の上川・網走、停滞地の松山・渡島、限界地の根室等であり、稲作農家では旧開中核地の石狩・空知、新開中核地の上川を含む当時の北海道水田地帯、それに停滞地の渡島・日高の諸地帯である。そしてこれ等の諸地域は概して明治末期における五〇町歩以上の地主地帯であったのである。明治末期以後の水田生産力の地域的動向でも(第八表、全道的には水田反当収量が漸増するなかで、空知・上川の水田中心地帯に於ける水田反当収量の最高位性は持続的あり、これに大正初期には停滞地の日高・松山が加わり、大正中期では後志・日高、大正後期では後志、昭和初期では留萌等が高低を繰り返しながら加わっている。畑の地域的な生産力動向では(第九表、全道的には原生的地力の掠奪がたたり生産力水準が低下するなかで、その低

第9表 支庁別畑反当小作料の推移

(単位: 円, %)

		大14~ 昭2	3~5	6~8
石 狩	收穫高(A)	20.81	20.32	12.02
	小作料(B)	3.47	3.71	2.34
	B/A	16.7	18.3	19.5
空 知	收穫高(A)	17.38	13.83	9.19
	小作料(B)	2.80	2.95	2.00
	B/A	16.1	21.3	21.8
後 志	收穫高(A)	20.98	17.90	12.41
	小作料(B)	2.71	3.54	2.06
	B/A	12.9	19.8	16.6
胆 振	收穫高(A)	12.91	11.73	8.18
	小作料(B)	2.47	2.61	1.90
	B/A	19.1	22.3	23.2
上 川	收穫高(A)	17.84	5.01	10.72
	小作料(B)	2.89	2.57	1.94
	B/A	16.2	17.1	18.1
十 勝	收穫高(A)	16.39	13.25	6.69
	小作料(B)	3.19	2.86	1.66
	B/A	19.5	21.6	24.8
網 走	收穫高(A)	19.04	16.07	13.81
	小作料(B)	2.94	3.21	2.59
	B/A	15.4	20.0	18.8
桧 山	收穫高(A)	13.98	9.88	5.71
	小作料(B)	2.23	2.33	1.90
	B/A	16.0	23.6	33.3
渡 島	收穫高(A)	18.97	16.08	10.11
	小作料(B)	2.85	2.45	2.36
	B/A	15.0	15.2	33.3
日 高	收穫高(A)	13.82	12.27	7.59
	小作料(B)	2.36	2.64	2.05
	B/A	17.1	21.5	27.0
留 萌	收穫高(A)	15.00	9.75	5.14
	小作料(B)	1.95	2.02	1.45
	B/A	13.0	20.7	28.2
釧 路	收穫高(A)	16.47	17.44	7.10
	小作料(B)	2.15	2.43	1.44
	B/A	13.1	13.9	20.3
根 室	收穫高(A)	23.51	19.13	6.79
	小作料(B)	1.38	1.17	0.52
	B/A	5.9	6.1	7.7
宗 谷	收穫高(A)	13.57	15.50	6.29
	小作料(B)	1.64	1.80	1.05
	B/A	12.1	11.6	16.7
全 道	收穫高(A)	17.24	14.87	8.70
	小作料(B)	2.48	2.35	1.80
	B/A	14.4	15.8	20.7

1. 小作料は実収小作料である。
2. 收穫高, 小作料とも中位のものである。
3. 北海道庁経済部『北海道ノ小作事情 (其ノ二)』(昭和10年)より作成。

下の緩慢なところ、したがって地域的には生産力の相対的に高い地帯は、大正後期以後石狩・後志・網走・渡島等であり、これに昭和三〇五年を除いて空知、昭和六〇八年を除いて根室の加わる諸地帯が高くなっている。

このように五〇町歩以上地主の密集地帯たる水田中核地の空知・上川、畑作中核地の十勝・網走は地主制成立の経済的基盤たる農民的剰余の形成を可能ならしめる程の生産力展開の行なわれた地帯であり(それが原生的地力の収奪によるにせよ或は農民的商品生産の進展によるにせよ)、限界地を中心とした寄生地主的土地所有の比重の軽小な地域は、この生産力的基礎の乏しかったことによるものである。

つぎに、これ等五〇町歩以上地主地帯における小作料と地価との相対的推移をみると(第一〇表)、空知・上川の水田中核地は明治後期〜大正初期にかけては地価が相対的に高率であったが、大正中期以後の造田化の進展とともに小作料が相対的に有利となっている。十勝・網走の畑作中核地では明治後期から一貫して小作料の相対的有利性

と地価の推移

(単位：円，%)

昭和元年			昭和6年			昭和8年		
小作料 (A)	地価 (B)	A/B	小作料 (A)	地価 (B)	A/B	小作料 (A)	地価 (B)	A/B
16.11	147.00	10.96	8.23	106.00	7.76	9.84	95.00	10.36
3.65	91.00	4.01	3.24	85.94	3.77	2.74	75.00	3.65
19.06	154.00	12.38	10.13	90.44	11.20	11.31	95.00	11.91
3.05	55.00	5.55	2.89	42.60	6.78	2.92	41.00	7.12
15.94	137.00	11.64	7.50	104.00	7.21	8.61	95.00	9.06
3.00	74.00	4.05	2.91	51.00	5.71	2.40	43.00	5.58
13.51	131.00	10.31	6.05	110.67	5.47	7.40	106.00	6.98
2.25	50.00	4.50	2.89	38.54	7.50	2.49	41.00	6.07
18.16	136.00	13.35	8.53	92.77	9.19	10.12	86.61	11.68
2.73	32.04	8.52	2.76	34.71	7.95	2.41	31.48	7.66
9.36	59.73	15.67	4.98	56.00	8.89	6.76	45.88	14.73
2.96	25.83	11.46	2.19	32.00	6.84	2.37	27.05	8.76
13.51	85.00	15.89	7.29	46.00	15.85	8.61	51.00	16.88
2.79	38.00	7.34	3.21	23.00	13.96	3.25	31.00	10.48
13.86	139.00	10.04	7.65	99.00	7.73	8.61	95.00	9.06
2.02	39.00	5.18	2.54	33.00	7.70	2.40	33.08	7.26
13.27	115.00	11.54	7.29	100.00	7.29	8.09	119.00	6.80
2.73	75.00	3.64	2.90	55.00	5.27	3.00	70.38	4.26
12.82	101.00	12.69	7.47	69.00	10.83	8.81	77.00	11.44
2.61	50.00	5.22	2.53	34.00	7.44	2.67	39.00	6.85
14.21	98.33	14.45	6.93	83.50	8.30	9.84	70.00	14.06
2.23	22.89	9.74	2.10	20.50	10.24	1.95	28.00	6.96
9.01	91.00	9.90				5.12	51.00	10.04
2.82	27.93	10.10	2.00	27.00	7.41	1.24	25.00	4.96
			0.67	5.00	13.40	0.75	9.50	7.89
1.71	11.16	15.32	1.47	19.33	7.60	1.85	18.00	10.28
14.41	116.09	12.41	7.47	86.03	8.68	8.59	82.21	10.45
2.60	45.53	5.71	2.45	35.83	6.84	2.32	36.61	6.34

北海道における大地主階級の変貌過程

米価の明治44，大正6年は小樽市場道米平均相場（北海道産米百万石祝賀会『北海要覧』より。

第10表 支庁別田畑小作料

		明治44年			大正6年			大正10年		
		小作料 (A)	地 価 (B)	A/B	小作料 (A)	地 価 (B)	A/B	小作料 (A)	地 価 (B)	A/B
北海道における大地主階級の変貌過程	石狩	6.03	31.40	19.20	8.58	129.09	6.65	13.51	174.00	7.76
		1.67	26.38	6.33	3.23	72.88	4.43	4.06	106.13	3.83
		7.16	48.50	14.76	8.74	101.82	8.58	14.73	160.60	9.17
	空知	1.79	24.24	7.38	3.01	52.08	5.78	4.59	55.60	8.25
		6.52	32.60	20.00	8.05	80.00	10.06	12.32	137.63	8.95
		1.35	25.24	5.35	2.41	47.77	5.05	2.71	60.78	4.46
	後志	5.71	46.67	12.23	6.62	123.33	5.37	14.02	115.56	12.13
		1.47	19.46	7.55	2.71	48.46	5.59	2.49	51.46	4.84
		6.80	46.67	14.57	9.17	122.65	8.14	16.64	156.05	10.66
	胆振	1.72	18.95	9.08	3.18	49.90	6.37	2.39	50.61	4.72
					3.58	26.67	13.47	10.09	63.40	15.91
		1.63	9.00	18.11	3.47	25.30	13.72	2.31	24.18	9.55
	上川	1.16	7.69	15.08	3.59	27.65	12.98	2.62	29.32	8.94
		4.89	30.40	16.09	6.71	48.80	13.75	11.58	120.00	9.65
		1.13	8.59	13.15	1.43	17.80	8.03	2.68	37.62	7.12
	十勝	7.34	30.43	24.12	8.28	54.29	15.25	12.50	170.00	7.35
		2.48	15.00	16.53	3.44	33.64	10.23	3.15	81.30	3.87
		7.74	40.60	19.06	8.05	84.43	9.53	10.42	137.63	7.57
	網走	1.33	12.11	10.98	2.56	35.11	7.29	2.47	47.78	5.17
					7.15	65.00	11.00	8.42	107.56	7.83
		1.00	10.73	9.32	1.84	23.50	7.83	2.44	28.82	8.47
	釧路	9.06	7.23	9.54	1.43	16.29	8.78	2.27	15.22	14.91
		1.4	13.93	10.05	2.10	27.50	7.64	1.73	31.75	5.45
	根室				1.55	13.60	11.40	2.07	18.18	11.39
		6.52	40.14	15.26	7.49	82.61	9.07	12.41	136.00	9.13
	宗谷	1.45	14.25	10.18	2.57	35.11	7.32	2.71	45.63	5.94
	全道									

1. 上段は水田，下段は畑である。
2. 小作料は中田，中畑の契約小作料であり，水田小作料は金納小作料に換算，道ノ米』191頁）より，大正10，昭和元，6，8年は北海道拓殖銀行『経済統計
3. 地価は中田，中畑の売買地価である。
4. 前掲『北海道ノ小作事情（其ノ二）』より作成。

が確認される。このように水田・畑作の中心地帯は小作料の相対的有利性にもとづいて、五〇町歩以上の地主階級が強固に存続していたと考えられる。明治後期から大正初期にかけて五〇町歩以上地主分布の比較的高率であった旧開中核地の石狩・後志、停滞地の渡島・松山等は概してこの時期には小作料が相対的に騰貴し、それ以後は地価が有利となっている。かくして、この時期には地主的土地所有の荒逃げが積極的に行なわれて、五〇町歩以上地主の分布割合が低下したと考えられる。

五〇町歩以上地主層の地域的分布を所有規模別にみると（附表四）、五〇町歩以上地主の密集地帯たる空知・上川・十勝・網走の諸地帯はいずれも大規模地主の分布割合が高く、とくに千町歩以上巨大地主の密集地帯である。しかし、これと同時に空知・上川の水田地帯は中地主の分布割合がかなりの高さに達し、十勝・網走は小地主の分布割合が高い。⁽⁵⁾かくして、五〇町歩以上地主の密集地帯たる空知・上川は中地主層以上の地主地帯であり、十勝・網走は小地主と大規模地主地帯といえよう。この水田、畑作中核地帯に続いて地主分布の多かった石狩・渡島は両端の地主層が多く、石狩は小地主と大地主の分布割合が高く、渡島は小地主と巨大地主の分布割合が高い。しかし後者は昭和初期までであり、それ以後は小地主分布比率の高い地帯として特徴的である。そして、これ等の大地主及び千町歩以上の巨大地主分布割合の高い地帯は五〇町歩以上地主一人当りの所有面積、小作人をみても高くなっており、また五〇町歩以上地主面積の耕地総面積に対する割合、小作地総面積に対する割合をみても、高くなっている（第一一表）。旧開中核地の後志・胆振、停滞地の松山等は中・小地主層の分布割合が高くなっており、そのうち後志、松山は明治後期に大地主・巨大地主の分布割合の高いところでもあった。停滞地の留萌・日高、限界地の釧路・根室・宗谷は小地主層の分布比率の高い地帯として特徴的である。

第11表 五〇町歩以上地主の構成

	一地主当り耕地所有面積(町)				一地主当り小作人戸数(戸)				五〇町歩以上地主面積の耕地総面積に対する割合(%)				五〇町歩以上地主面積の小作地面積に対する割合(%)			
	大正(元年)	大正(9年)	昭和(5年)	昭和(15年)	大正(元年)	大正(9年)	昭和(5年)	昭和(15年)	大正(元年)	大正(9年)	昭和(5年)	昭和(15年)	大正(元年)	大正(9年)	昭和(5年)	昭和(15年)
狩知	159.9	164.6	158.0	142.2	127.3	32.723.0	33.426.1	6.317.2	12.211.1	7.4	15.236.1	22.822.1	117.1	19.825.5	531.0	22.027.2
石空	232.5	219.7	198.9	157.6	160.8	57.256.1	49.836.3	15.721.6	12.714.4	41.3	27.235.9	19.825.5	531.0	22.027.2	212.6	22.027.2
胆振	196.2	143.1	169.5	120.7	124.8	35.516.3	30.624.0	17.417.3	13.212.2	4.7	34.235.4	22.027.2	212.6	22.027.2	212.6	22.027.2
上十	221.5	116.5	146.5	111.8	159.3	34.119.6	35.225.8	15.617.9	16.710.7	110.6	37.647.9	27.716.4	26.1	31.520.5	524.4	31.520.5
川勝	217.7	190.5	214.6	130.9	238.9	59.129.2	47.834.5	8.731.1	20.211.1	0.10.7	15.831.3	31.520.5	524.4	17.838.9	941.8	21.318.7
走	428.0	181.7	194.5	165.6	212.7	64.421.8	21.415.0	20.022.6	10.117.9	15.2	48.655.0	21.318.7	732.2	21.318.7	732.2	21.318.7
山島	196.3	182.9	133.0	127.4	177.1	33.616.3	27.123.2	6.027.7	11.3	7.1	9.5	21.080.4	21.318.7	732.2	21.318.7	732.2
松渡	336.1	140.1	138.1	125.3	160.7	60.941.8	42.832.8	20.012.7	7.6	8.913.2	52.631.3	14.220.7	732.7	14.220.7	732.7	14.220.7
日留	438.5	175.5	223.8	133.6	140.6	72.348.9	42.251.4	19.020.8	21.518.5	526.6	39.539.3	37.137.1	151.6	21.720.7	722.7	21.720.7
室谷	520.4	122.9	111.9	129.0	224.0	65.017.2	27.128.7	2.313.7	8.3	10.811.7	5.934.9	15.732.7	9.014.4	533.9	9.014.4	533.9
根宗	176.4	103.4	125.6	112.2	184.3	36.118.0	36.140.6	6.411.9	5.0	6.612.5	15.732.7	9.014.4	533.9	9.014.4	533.9	9.014.4
全道	244.1	181.5	175.1	142.7	177.1	48.227.3	35.726.6	12.722.9	12.7	11.811.5	27.149.1	22.325.4	30.6	22.325.4	30.6	22.325.4

資料は附表1に同じ。

五〇町歩以上地主の地域的分布を居住地別地主分布としてみると、まず在住地主分布比率の高い地域は旧開中核地の胆振、新開中核地の十勝・網走、停滞地の日高・留萌、限界地の釧路・根室・宗谷等であり、石狩は昭和初期以後、後志は大正期まで、桧山は大正後期以後高くなっている。これ等在住地主分布比率の低いところは概ね小地主分布比率の高い地帯ということが出来る。不在地主分布比率の高い地域は空知・上川の水田中核地帯であり、石狩・渡島は大正期まで、後志は昭和初期以後、胆振・桧山は大正中期までそれぞれ高くなっている。そして、これ

等の地帯は概して中地主及び大規模地主の分布比率の高い地帯である。これ等不在地主を道内、道外に分けてみると、道内不在地主比率の高い地域は旧開中核地の石狩・空知・後志、新開中核地の上川、限界地の釧路等であり、宗谷は昭和初期以後高くなっている。道外不在地主比率の高い地域は旧開中核地の空知、停滞地の桧山・渡島・留萌、限界地の宗谷等となっていて、胆振は大正期まで、網走は大正中期以後、釧路は大正中期まで高くなっている。ここで巨大地主地帯である十勝の不在地主比率の低いことが目につくのであるが、これは不在地主の実数からいえば、代表的な不在地主地帯である空知・上川と匹敵或いはそれを凌駕さえするのであるが、その実数以上に在住地主数が多いために不在地主比率が低くでているのである。この在住地主比率の高いことは、十勝において農業を職業とする在村農業地主が多いことによるものであろう（第二二表）。

第12表 五〇町歩以上地主の支庁別・職業別戸数
(昭和5年) (単位:戸, %)

		農業を職 業とする もの	農業と他 の職業を 兼ねるも の	農業以外 の職業に 従事する もの	計
石狩 空知 後胆	狩知志振	14 (29)	12 (26)	21 (45)	47(100)
		26 (33)	12 (14)	42 (53)	80(100)
		11 (24)	9 (20)	25 (56)	45(100)
		10 (28)	9 (23)	18 (49)	37(100)
上十 網	川勝走	36 (29)	13 (11)	72 (60)	121(100)
		36 (41)	10 (11)	42 (48)	88(100)
		30 (29)	15 (15)	58 (56)	103(100)
桧渡 日留	山島高朋	1 (9)	4 (36)	6 (55)	11(100)
		3 (12)	4 (13)	18 (75)	25(100)
		5 (21)	8 (34)	10 (45)	23(100)
		— (—)	1 (11)	8 (89)	9(100)
釧根 宗	路室谷	2 (33)	2 (33)	2 (33)	6(100)
		2 (67)	— (—)	1 (33)	3(100)
		3 (38)	1 (12)	4 (50)	8(100)
旭室 全	川蘭道	— (—)	— (—)	1 (100)	1(100)
		— (—)	— (—)	1 (100)	1(100)
		179 (30)	100 (16)	329 (54)	608(100)

北海道庁産業部『農場調査（北海道の小作事情其ノ四）』（昭和8年）より。

注(1) 地域区分については湯沢誠『北海道農業論序説』（昭和三〇年）、五三頁参照。

(2) 桧山は明治末期～大正初期にかけては地主比重はかなりの高さを保持しているのであるが、それ以後は二%前後にと

どまつている。

- (3) ここでは全てが擬制的計算の上に成り立っていることはいうまでもないが、V部分を生計費とした点及び減価償却費が農場支出のなかに含まれていないところから、M部分が大きく出ていることは注意すべきことである。なお、副業及び雑収入の内容は不明であるが、農外収入も含まれていると考えられるので、これを除外して差引(三)を出すと、桧山・根室が後退して、後志・釧路が進出してくる。

- (4) ここで十勝の生産力水準が全道平均より低くしか出てこないことは、なお検討を要するところである。

- (5) 水田地帯と畑作地帯の土地所有規模を同様に取扱うことは適切でないことはいうまでもないが、ここでは一応所有面積規模で対比する。

(二)、五〇町歩以上地主面積の推移

五〇町歩以上地主面積の推移は(附表五)、地主数の推移と大差ないが、大正期に農地改革前までの全期間にわたって五〇町歩以上地主面積分布の高い地帯は旧開中核地の空知、新開中核地の上川・十勝の諸地帯であり、これに大正中期から網走が加わり、これよりずっと落ちてではあるが停滞地の渡島、旧開中核地の石狩が続いている。そして、旧開中核地の後志は昭和初期まで、胆振・桧山は大正初期まで高くなっている。かくして、五〇町歩以上地主面積分布の多い地域は大正初期までは旧開中核地の空知・後志、新開中核地の上川・網走、停滞地の渡島等であり、それ以降は後志の後退と網走の進出によって旧開中核地の空知と新開中核地の上川・十勝・網走となる。大正中期以後の新開中核地の比重は全道の半数以上を占めるに至り、昭和一五、二〇年には六〇%近くに達しており、そのなかでも十勝の比重は圧倒的であって全道の三割内外を占めるに至る。このように大正中期以後、五〇町歩地主面積の七割内外は水田中心地たる空知・上川、畑作中心地たる十勝・網走に集中し、そのうちでも十勝の集中度

はずばぬけている。そして、これ等の地帯はいずれも地主数の集中率より高くなっている。その他の地帯は地主数の分布についていえたことがそのまま当てはまる。

これ等五〇町歩以上地主面積の地域別分布を居住地別地主面積の分布としてみると、まず在住地主面積分布であるが、この分布割合の高いところは旧開中核地の石狩・後志・胆振、停滞地の桧山・日高・留萌、限界地の釧路・根室の各地帯であり、新開中核地の十勝は昭和初期まで、網走は戦時経済時に高くなっている。そして、これ等の在住地主面積比率の高い地帯は小地主層の分布比率の高い地帯でもある。不在地主面積割合の高い地帯は空知・上川の水田中心地、十勝は戦時経済時、網走は大正中期～昭和初期にかけて高くなっており、停滞地の渡島は昭和初期まで、限界地の宗谷は全期間を通じて高くなっている。

道内不在地主面積割合の高い地帯は、旧開中核地の石狩・後志・胆振・新開中核地の上川、限界地の釧路等であり、これ等の諸地帯は概して中地主層及び大地主層割合の高い地帯であった。道外不在地主面積割合の高い地帯は旧開中核地の空知、停滞地の桧山・渡島・日高の諸地帯であり、新開中核地の十勝は昭和初期以後、網走は大正中期以後高くなっている。そして、これ等の道外不在地主面積割合の高い地帯は概して千町歩以上地主分布比率の高い地帯である。

四、系 譜 的 考 察

辺境地北海道における未開地開発は士族、華族及び政商への大規模な土地払下を基軸として展開したのであるが、この払下の対象は日本資本主義の発展、それにともなう北海道土地政策の変遷とともに変化したのである。開拓使

時代における北海道農業の開拓は洋式農法の直輸入による華族直営農場を先頭とした自営農移殖の方式によったのであるが、この時期において北海道に巨大な土地を取得したものは旧華族の徳川慶勝、義礼（企業年次明治一〇年）、毛利元徳（明治一四年）、鍋島直大（明治一四年）と組合・会社組織の開拓者で開進会社（明治一三年）⁽¹⁾、赤心株式会社（明治一三年）⁽²⁾、興産株式会社（明治一四年）、晩生合資会社（明治一四年）、後志興農株式会社（明治一六年）、北越殖民株式会社（明治一九年）⁽³⁾であり、これ等のものは北海道開拓の先駆者であり、そのうち毛利農場、鍋島農場、開進会社農場、興産株式会社農場は明治年間に解体する。

明治一九年の道庁開設、資本招致政策への転換から、この土地政策が一層の拡大・発展をみせた明治三〇年代までには旧華族の殆んどが華族財産造成に経済的基盤再生の一方策として北海道での土地取得に積極的になりだしてくる。その代表的なものをあげれば、加藤泰秋（企業年次明治二四年）、蜂須賀茂韶（明治二六年）、戸田康泰（明治二六年）、菊亭修季（明治二六年）、前田利嗣（明治二七年）、松平直亮（明治二七年）、京極高德（明治二八年）、池田伸博（明治二九年）、北垣国道（明治二九年）等がある。⁽⁴⁾ またこの時期には組合・会社組織の土地取得者の殆んどが進出してくる。その代表的なものとしては、合資会社必成社農場（企業年次明治二七年）、旭農場合資会社（明治二八年）、函館農場（明治二九年）、合資会社利別農場（明治二九年）、若松組合農場（明治二九年）、興復社農場（明治二九年）等がある。

明治三〇年からは国有未開地の処分は予約開墾払制度から予約開墾無償付与制度へ移行し、大地積の無償取得を容易にした。この時期には日本資本主義は本源的蓄積期を終えて産業資本主義の確立期に当たるところから、財閥資本の北海道の土地取得への進出が行なわれ、渋沢同族と大倉同族を中心とする十勝開墾株式会社（明治三〇年）、

大倉喜八郎（明治三三年）、三井合名会社（明治四四年）、岩崎久弥（明治四五年）等が未開地の取得或は大規模な購入等を行なって大土地所有者となる。そして、藤山要吉（明治二九年）、相馬哲平（明治三〇年）、板谷宮吉（明治三六年）等の小樽・函館を根拠地として一流の地場資本に成長する商人・高利貸資本の土地所有への萌芽が開発地主形態にて出現する（これよりさき金子元三郎は明治二七年空知支庁岩見沢に土地を取得する）。この時期には華族の土地所有への進出は少なくなるのであるが、代表的なものは島津家農場（明治三三年）、曾我祐準（明治三三年）等があり、組合・会社組織農場もかなりの数が進出してくる。そして、明治四一年には国有未開地処分法の改正が行なわれるのであるが、この時期までには旧開地の処分は完了する。

以上は明治年間における土地取得状態を華族地主、財閥地主、地場資本地主、組合・会社組織地主別に概観したものであるが、以下系譜別地主の推転過程を検討する。⁽⁵⁾

注(1) 開進会社農場については高倉新一郎「北海道開進社頌末」（北海道大学『経済学研究』第一一〇号、昭和三二年）参照。

(2) 赤心社農場については富田四郎『会社組織に依る北海道開拓の研究―日高国、赤心株式会社を中心として―』（昭和二七年）参照。

(3) 北越殖民株式会社農場については『野幌部落史』（昭和二年）参照。

(4) このような新旧華族の土地所有への進出は、明治一七年の華族令の発布によって旧華族（旧公卿一三七戸、旧領主二八七戸）の外に政府上層官僚等一一三戸の新華族を創出したこと、この新華族制定とともに旧公卿及び新華族に莫大な下賜金を与えたこと、明治一九年に「華族世襲財産法」を制定して世襲財産として華族の公債、株式、土地所有を保護したこと及び明治二二年を劃期にした御料地の設定等が大きく影響している（旗手勲「華族、政商の土地所有」、古島敏雄編『日本地主制史研究』昭和三年所収、三六二―三六三頁参照）。

(5) 以下、七〇〇町歩以上の地主を考察の対象とするが（大正一三年は千町歩以上）、華族地主農場は主要華族農場を対

象とする。この結果検討の対象となる地主は八〇戸、そのうち華族地主は二七戸、政商財閥地主六戸、資本地主二三戸（うち中央独占資本地主九戸）、その他個人地主一六戸（千町歩以上九人、七〇〇～一、〇〇〇町歩七人）、学田・町村地主は八戸である。なお、ここでの地主面積は『五十町歩以上地主名簿』の所有面積を合計したものであるから、五〇町歩以下の所有面積は除外されているので、実際の所有面積より少なく出ていることに注意を要する。

（一）、華族・政商地主の推転過程

華族大農場で明治期に解体した代表的なものは前述のように華族組合農場、菊亭修季農場⁽¹⁾、毛利元徳農場⁽²⁾、鍋島直大農場等であるが、これ以外の新旧華族農場は長期にわたって北海道におる道外不在の大地主階級として君臨するのである。以下華族農場の変遷を所有規模別に検討する。

華族地主で所有面積が最高に達するのは大正期が多いのであるが、所有面積の大規模な農場程その最高時が遅れて昭和初期となっており、そして、これ等の華族地主には旧華族地主より新華族地主が多い。所有面積の減少傾向に転ずるのは大正中期～後期が圧倒的であるが、前述の新華族大地主は昭和恐慌期に衰退傾向に転ずる。そして、農場を放棄・閉鎖する地主は昭和恐慌期に多いのであるが、そのなかには五〇〇～一、〇〇〇町歩の華族大地主が多く、千町歩以上の巨大地主では曾我農場を数えるのみである。これ等の戦後不況及び昭和恐慌をくぐりぬけてきた華族地主一〇戸のうち、徳川・蜂須賀・池田・堀田等の地主は所有面積の最大時には千町歩以上の巨大地主であり、農地改革前には所有面積を縮小しているとはいえず、池田を除いては六〇〇～七五〇町歩の大地主であり、その存続が注目される。その他の存続地主戸田・高橋・京極等は所有面積の最大時には五〇〇町歩以上の大地主であつて、戸田・高橋の所有面積の減少は軽微なものであった。その他の高木・岩村・鳩山の諸地主は所有面積最大時の

状態を農地改革前まで保持していた地主である。

このように華族地主の土地所有には二つの転機・危機があったと考えられ、一つは第一次大戦後の不況期であり、他は昭和恐慌期であり、この二つの時期に華族地主的土地所有は凋落・後退するのであり、その程度は五〇〇〇一、〇〇〇町歩の大地主層と中小地主層とは相対的に軽かったようである。そして、この二つの地主制の危機を畑地の造田化、酪農経営、植林等によって対応してきた地主は、土地所有規模を縮小したとはいえず、戦時経済の影響は軽少で農地改革前まで戦前の土地所有規模を維持していたのであり、これが決定的な解体は農地改革によって行なわれる。かくして、華族地主の推転過程は全道的傾向とは異なり、五〇〇町歩以上の大規模地主層の後退が顕著であり（千町歩以上巨大地主層は相対的に軽少）、中地主層と小地主層の強固な存続が特徴的であるが、後者の存続は全道的傾向と一致する。

政商・財閥地主では、まず三菱は大正元年、空知支庁札幌郡篠路村に一、〇一〇町歩（耕地六五一町歩）の土地を購入し、さらに大正三年には八、〇九六町歩の土地を宗谷支庁宗谷郡猿払村に購入するが、大正中期以後土地の売逃げを開始して大正後期には二五〇町歩を残すのみとなる。三井の土地獲得は明治四四年の山林取得、大正二年からの木材伐採あとの開墾に始まり、大正後期まで耕地面積を増大して、大正一三年には六、四〇〇町歩に達するが、その後は地主制危機の対応策として畜産・酪農の直営経営を小作制農場と結びつけ、昭和初期には所有面積を激減して一、三〇〇町歩となり、それ以後の所有面積の変化は少なく農地改革前には二、五八〇町歩に増大している。⁽⁵⁾ 渋沢・大倉財閥を主要株主とした十勝開墾株式会社は大正中期まで耕地面積を増大し、大正九年には三、一六五町歩に達するのであるが、大正一二年四月には経営実権を明治製糖株式会社（三菱系）に移譲し、昭和五年には全小

作地を開放するに至る。⁽⁶⁾ 高島嘉右衛門（長政）は明治中期から農地改革前まで一、〇〇〇町歩以上の巨大地主として不変の所有面積を保持する。金原明善は大正前期が全盛期で、大正元年には一、八三四町歩の土地を所有するが、北海道地主後退の転機とともに急速に凋落する。

このように政商・財閥地主は大正中期までが全盛期であり、大戦後の不況期が土地売逃・後退の転機となり、昭和初期には後退・凋落が決定的となる。そして、これをめぐり抜けたものは戦時中でも不動の所有面積を保持している。

注(1) 華族組合農場は明治二二年、菊亭修季、蜂須賀茂詔、三条実美等が発起人となり(のちに戸田康泰、大谷光瑩、秋元興朝が参加)、「雨竜之平原ニ於テ一大農場ヲ開キ耕牧ニ從事致度其方法ニ於ケル從來ノ慣習ニ抛ラス専ラ泰西農法ニ準拠シ牧農ヲ以テ主トシ生産ノ発達増加スルニ從ヒ併テ製造事業ヲモ相起シ最モ經濟的ノ仕方ニ依リテ吾人ガ注入シタル資本ニ對シ漸次利益ノ報酬ヲ取ムルハ勿論將來我邦ノ農業モ亦タ如此ナラサルヘカラサルノ実例ヲ示シ一ハ以テ確實ナル財産ヲ得同族ノ資格ヲ永久ニ保持スルノミナラズ北海道拓地殖民ノ御政策ニ對シ涓滴ノ効ヲ奏シ度」(北海道立農業研究所『北海道に於ける小作制大農場の研究(資料編)』昭和三〇年、八〇九頁)という勇大な構想のもとに直営大農場の経営を意図したのであるが、発展の素地をもたず明治二六年三月解散するに至る。そして蜂須賀・菊亭・戸田・大谷等の四華族はそれぞれ別個に土地払下を出願して、以後の華族大農場の先驅をなす。(華族組合農場については旗手勲(北海道における小作制大農場の研究(二)、一五〇二六頁、北海道立農業研究所『北海道農業研究』第一五号、昭和三年所収、参照)。

- (2) 菊亭修季農場は貸下を受けるや奈良県移民百戸団体を入れ、又五〇戸団体を石川県より移住せしめその他は本道にて小作人を募集して開墾を始めた。その後、明治二六年には五五〇町歩を森源三に未開地のまま譲渡し、さらに、三六年には奈良県移民百戸団体のうち現住者へ土地を分譲し、翌三七年には開墾費資金負債整理のため五十嵐久助外小作人等へ全部売却して農場は解散するに至る。前掲『北海道に於ける小作制大農場の研究(資料編)』五五〇～五五一頁参照。
- (3) 毛利元徳、鍋島直大は貧窮士族の授産を目的とした土地取得であって、これ等の土地は開拓の進展につれて土地はす

べての士族に分与されて華族自らは土地所有者にはならなかった（前掲、旗手勲「華族、政商の土地所有」、三五九頁）、とのべられているが、毛利家では明治四一年に六五〇餘町の土地（内耕地五七一・〇町）を京坂与三郎―小樽共成株式會社社長―に売却せんとし、小作人との間に紛争が生じ、結局は中山喜六が譲渡權利を繼承することとなつて毛利農場は解散するに至る。毛利家の土地取得から買却時までの概況については『小樽区外七郡案内』（明治四二年）、七一―七三頁参照。

(4) この所有面積は山林、原野をも含めたものではないかと思われる。道庁の前掲「農場台帳」には山林、原野を含めた所有面積として同一面積が記載され、『殖民公報』（第九八号、大正六年）には八、一四五町歩として、内農耕適地三、〇〇〇町歩とでている。

(5) 三井農場については保志恂「農業危機と地主経営の生成」（前掲『北海道農業研究』第一〇号、昭和三十一年所収）参照。

(6) 開放運動の経過については『清水町五十年史』（昭和二八年）、七二―七三頁、三一四―三二〇頁参照。

(二)、資本地主の推転過程

まず地場資本による土地所有状況であるが、前述のように明治三〇年代に開発地主として土地所有の萌芽がみられるのであるが、ここでは一流の地場資本に成長する金子合資會社、板谷商船株式會社、相馬合名會社（地主的地方銀行の典型）、藤山海運株式會社について考察する。

これ等一流の地場資本はいずれも千町歩以上の巨大地主として君臨し、金子元三郎は大正初期に七〇〇町歩以上板谷宮吉は大正中中期に五千町歩以上、藤山要吉は大正中中期、相馬哲平は昭和初期に千町歩以上地主となる。恰もこの時期は華族地主の危機の時代であり、ここに地代収入に依存する寄生地主的土地所有と、これを副次的収入とする資本地主との交代が確認されるのである。⁽¹⁾そして、これ等の一流地場資本は金融、海運業に進出しながらも、他

方では事業資本融資の担保物権確保のために土地所有へ積極的に乗り出してくる。これ等一流の地場資本地主は戦時経済時には所有面積を漸減してはいるが、農地改革前の所有規模は藤山海運八七五町、相馬合名六二八町、板谷商船一、二五〇町となつて、のちにのべる中央独占資本地主とともに北海道における大土地所有の双壁を形成したのである。そして、これ等一流地場資本地主の解体は農地改革によつてはじめて行なわれる。

その外資本地主としては大阪資本の新田帯革製造所、地場資本の高倉安次郎（商業）、藤野隆三（商業）、岡部外世吉（金貨業）、齊藤弥三郎（商業、製材業）、田坂保金株式会社等が存在するのであるが、巨大地主新田愛祐は製洪事業用の山林払下を出願し、木材伐採後の原野を小作開墾せしめた小作制大農場で昭和一五年には七、八〇七町歩、農地改革前には五、八三二町歩の巨大土地所有者として存在していたのである。⁽²⁾その他の商人・高利貸資本の土地所有は戦後不況、昭和恐慌を転機として所有面積を縮小ないし放棄するに至る。

中央独占資本の土地所有への進出であるが、財閥資本については政商地主の推転過程のところで概観したので、ここではその以後の状態及びそれ以外の中央独占資本の土地所有状況についてのべる。

第一次大戦以後日本資本主義は独占資本段階に入るわけであるが、この時期には北海道における中央独占資本による土地所有が活潑となる。糖業資本が甜菜糖原料確保のため、⁽³⁾乳業資本が原料乳獲得のため、⁽⁴⁾炭坑資本が坑木用木材伐採用の小作人労働力確保のために大規模な土地所有へのりだしてくる。⁽⁴⁾北海道製糖株式会社（三菱系）は一、五六〇町歩の土地を十勝支庁河西郡に、極東煉乳株式会社は八一五町歩の土地を石狩支庁札幌郡に、北海道炭坑汽船株式会社（三井系）は八八二町の土地を空知支庁夕張郡に所有するに至る。⁽⁵⁾また大川財閥系の富士製紙は上川支庁上川郡に二、〇二七町歩の土地を所有する。糖業資本による土地所有は甜菜糖原料確保の難易と歩調を一にして、

原料甜菜の確保が容易である場合には会社直営農場や小作制農場による原料甜菜の確保を縮小して、一般農家との直接的契約を拡大しようである。⁽⁶⁾ 昭和一五年における糖業資本の土地所有状態は、北海道製糖株式会社が四、九七五町歩、帝国製糖株式会社（三井系）が一、八二八町歩、明治製糖株式会社が六四三町歩の土地を所有し、農地改革前にはこれ等糖業資本の土地所有状態は北海道製糖と明治製糖士別工場が統合した北海道興農工業株式会社が一、五七九町歩、旧日甜と明治製糖の合併した日本甜菜糖株式会社（三菱系）が四、八五〇町歩と変化するのであるが、農地改革前までの糖業資本地主の強靱さは顕著であり、これが決定的な解体は農地改革によって行なわれるのである。極東煉乳（明治乳業株式会社と合併）は昭和一五年以後所有面積を若干減少するが、農地改革前には四四三町歩を所有し、北海道炭坑汽船は昭和一五年において一、七九一町歩地主となるが、農地改革前には五九一町歩地主に縮小する。

北海道における銀行地主として代表的なものは北海道拓殖銀行であるが、これは、大正中期からの畑地水田化の大規模化、その造田化費用の負債化とともに、融資の担保物権とした土地を集積したものであって、昭和初期には九七二町歩、一五年には七、二四一町歩、農地改革前には四、五九九町歩の巨大地主となる。そしてこれ等の土地は空知・上川の水田中心地が圧倒的割合を示す（附表六）。

このように農地改革前まで千町歩以上の巨大資本地主としてその強靱さを持続していたものは地場資本では板谷商船、道外資本では新田帯革製造所、中央独占資本では日本甜菜糖株式会社、北海道興農工業株式会社等の糖業資本地主、銀行地主では北海道拓殖銀行等があり、五〇〇〇一、〇〇〇町歩大地主としては地場資本の藤山海運、相馬合名会社、中央独占資本では王子製紙、北海道炭坑汽船、三菱鉱山株式会社等があり、これ等はいずれも不在地

主所有地として全面的に開放されることとなる。かくして、農地改革によって一級の地場資本、中央独占資本、銀行資本等の資本地主は根底から解体するに至る。⁽⁸⁾

注(1) 後述するように大正中中期における戦後不況と小作争議・農民運動の胎動は、小作料取入に寄生する地主的土地所有の第一の転機となる。

(2) 新田帯革製造所の農場形成の沿革については、新田愛祐述『新田十勝関係事業の沿革』(昭和二九年)参照。その牧場、農場経営の概要については北海道庁『十勝に於ける農業進化の様相』(嶋浦誠治稿、昭和二五年)、二五～九頁参照。

(3) 大正三年の第一次大戦の勃発は砂糖輸入の杜絶を惹起し、甜菜糖業勃興の機運を造成した。そこで、北海道の甜菜糖業はその前史をもつだけに世間の注目を集め、大正八年六月には帝國製糖株式会社(三菱系)の北海道製糖株式会社(資本金千万円、払込済金額三百万円)が河西郡川西村に、大正九年四月には日本甜菜製糖株式会社が上川郡人舞村に設立される。そして原料甜菜確保のために大地的に土地獲得にのりだしてくる。原料甜菜の耕作は会社直営農場、小作制農場及び一般農家との直接契約によっていたのであるが、この直営農場経営のための土地購入について井浦徹人『おびひろ・今と昔』(昭和三年、八八頁)はつぎのごとくのべている。「直営農場として大正村の村有地百町歩を借り受けたほか、清水の下村牧場、常陸山農場あるいは民有地など、上帯広、広野、上伏古、上美生一帯にわたって買取、トラクター、拔根機、ジスクプラオなどの改良農具を欧州から直輸入して、大農式による拔根開拓、直営農場の耕作にあたった。トラクターは二五馬力を最小に七五馬力までのもの六台、馬は二百頭を各農場に配置した。」

会社の直営農場は、昭和三年には六五〇町に増加して、北海道「唯一」の集団的農業労働使用の直営大農場であったが、昭和四年には会社資産の整理(一千万円の資本金を二五〇万円に減資)を機会に、直営農場の経営困難を理由として、全部小作制農場に転換した(「北海道製糖株式会社農場直営廃止に関する件」、前掲道庁農地課所蔵『大農場関係綴』参照)。

(4) 北海道炭坑汽船会社の耕地所有は木材取得のための山林払下に起源を有し、この木材伐採後に小作開墾を行なったもので、地代収入の取得というよりは小作人の剩餘労働力を山林労働者としてつなぎとめておくためのものであった。このことについて北海道炭鉱汽船株式会社『五十年史』(昭和一四年)、二六五頁参照。

このように耕地所有の起源を山林私下に有する事例は、北海道の大地主階級には多く見受けられるのであるが、これを数量的につかむことは資料の關係もあつて甚だ困難である。同様のことは牧場についても言えることである。この山林・牧場所有と耕地所有とのからみ合いは地主経済の全貌、大地主階級の変質過程究明のために果たさるべき重要課題であるが、この小論では検討対象を耕地所有のみに限定する。

(5) 富士製紙は昭和八年王子製紙と合併する。

(6) 前掲「北海道製糖株式会社農場直営廃止に関する件」、参照。

(7) 『清水町五十年史』（昭和二八年）、四三六頁。

(8) 直営農場をもっていた若干の資本地主は保有限度内の面積を維持したことは言うまでもない（例えば三井合名の斜里農場、日本甜菜製糖会社等）。

ここで資本地主の耕地所有と山林所有の結合關係を若干みておくと、一流の地場資本地主と中央独占資本地主の山林所有面積は次の如くである。まず地場資本地主では板谷商船は昭和二年三、九八九町、藤山海運三、六三二町、相馬合名七五五町（北海道庁『百町歩以上の山林所有者』昭和三年、以下同）。中央独占資本では北海道炭鉱は明治三六年一四、三四五町、明治四四年二〇、〇九七町（『殖民公報』第一八、六二号）、昭和二年二九、七八〇町、昭和一四年三八、〇〇〇町（前掲北炭『五十年史』二六六頁）、昭和二〇年三九、三三二町（北海道庁『北海道山林史』昭和二八年、以下山林史」とする）となっており、王子製紙昭和二年九、九四〇町、富士製紙三一、四一九町、両者が合併した後の王子製紙の昭和二三年の山林面積は九六、〇〇〇町（『山林史』、三井鉱山は大正七年一〇、〇四七町（『山林史』、昭和二年一、一二四町、三井合名一、九二八町、三井物産二〇、六五〇町、三菱鉱山は昭和二年三、三一〇町、昭和二三年一〇、四九五町（『山林史』、大倉財閥は昭和三年二、七〇三町となつてゐる。銀行地主の典型としての北海道拓殖銀行は昭和三年一、一二三町、昭和二三年二、〇〇〇町（『山林史』、大阪資本の新田帯革製造所は昭和三年一一、九九三町となつてゐる。このように一流の地場資本地主と中央独占資本主は、昭和初期以後耕地所有巨大地主の双壁であつたのであるが、山林所有においてもトップ・クラスにあつたことがわかる。

(三) その他個人地主・学田地主・町村地主の推移

千町歩以上の個人巨大地主として存在したものは中村豊次郎を除いてはその盛衰がめまぐるしく、五十年間も千町歩以上地主として存続したものはなく、その多くは大正後期に所有面積を激減して五〇〇町歩以下の地主に転落し、或は全く土地を手離す状態となり、それまでもちこたえたものでも戦時経済時には決定的な解体に至る。かくして、農地改革前まで千町歩以上地主として現存するのは前述の中村豊次郎と太田大平を数えるのみで、赤羽雄一（一〇九町）と長尾善助（二一〇町）は小地主として存続したにとどまる。このように千町歩以上個人地主の場合には若干のものを除いて農地改革の影響は軽微であったと言えるであろう。

七〇〇町歩以上の個人地主についても、千町歩以上の個人地主にいたことがそのまま妥当するようである。千町歩以上地主では、昭和一五年まで若干の地主が所有規模を縮小しながらも土地を所持していたが、七〇〇町歩以上地主では、この時期までには五〇〇町歩以上地主として姿をみせているものは僅かに二戸であり、農地改革前まで七〇〇町歩以上地主として存続したものは井上信之助一戸であるが、これは昭和一五年以後所有を増大したものであるから、七〇〇町歩以上地主として農地改革前まで存続したものは皆無であったと言える。そして、戦時経済時までもちこたえ森三樹二の所有面積は一五六町であって、これが七〇〇町歩以上地主で農地改革前まで土地を所有した唯一の地主である。かくして、これ等の地主は農地改革の影響は極めて軽微であったといえるであろう。

この外、千町歩以上地主には北海道大学、東京大学の学田地主⁽²⁾と町村地主が存在するが、これ等の決定的解体は農地改革によって行なわれるのである。

以上大地主階級の推転過程を系譜別に考察したのであるが、これを要約する意味で時期別に系譜別地主の変貌過

程をみるとその如くである（第三三表）。明治年間には、華族地主、政商地主の土地所有への積極的な進出がみられ、個人地主もそうであるが、地場資本は開発地主形態で土地所有への進出を開始する時期である。これに続く大正中期までは華族地主、政商地主及び個人大地主の全盛・爛熟期であり、前期にその進出が萌芽的であった地場資本地

第13表 七〇〇町歩以上地主の系譜別推移

	明治年間	大正 ⁹ ～ 大正9年	大正 ⁹ ～ 大正13年	大正13～昭和5年	昭和5～ 昭和15年	昭和15～ 昭和20年	農地改革 の影響
華族地主	地主数及び所有増大	全盛	後退開始	華族大地主後退決定的 華族巨大地主後退持続	華族巨大地主後退決定的	残存地主の保持 面積不変	中
政商地主	所有増大	全盛	後退開始	後退急激	後退決定的	残存地主の保持 面積不変	中
個人地主	進出積極的	全盛	巨大地主後退急激 代々大地主後退開始	巨大地主後退持続 巨大地主後退決定的	大地主後退決定的	残存巨大地主土地放棄	小
地場資本地主	進出萌芽	進出積極的	進出持続	1,000町歩以上地主として君臨（全盛） 製紙、糖業資本地主後退，他は持続	糖業資本地主再進出，他は増大	若干後退	大
独立資本地主		進出積極的	進出持続			若干後退	大
町村地主						続出	大
学田地主			全盛	後退急激	持続	大	

1. 華族地主は主要華族地主、地場資本地主は一流の地場資本地主のみ、その他の地主は700町歩以上所有地主である。
2. 学田地主の昭和5～15年は後退急激となっているが、これは『地主名簿』からの集計だとそうなのであって、実論稿ではそうっていない。町村地主は昭和27年調査では中川村、天売村、音江村、下川町等が縮出しているが、昭和20年調査では江部乙村が所有面積を増大しているのみである。
3. 資料は第3表、第11表に同じ。

主の進出が積極的となり、これに加えて中央独占資本の進出が顕著となる。

大正中期以後の戦後不況期は前期に全盛を誇った華族地主、政商地主及び個人地主後退の転機であり、そのうちでも個人巨大地主の後退は激しく、この時期には七〇〇町歩以上地主が三四戸から二六戸に減少する時期であり、この減少の主体は前記の地主等である。これに代わって一流の地場資本地主と中央独占資本地主の積極的な進出は継続されるのである。かくして、この大正中期以後期は華族地主、政商地主、個人地主と道内、道外資本地主との併存期にあたり、北海道における大地主的土地所有後退の転機であった。

大正一三年と昭和五年までは華族大地主、個人巨大地主の後退が決定的となり、華族巨大地主、政商地主、個人地主とは前期同様に後退を持続する。一流の地場資本地主はこの時期に千町歩以上の巨大地主としてその基盤を確立するのであるが、中央独占資本では糖業資本地主の後退が顕著となり、それに製紙資本地主も同様に後退している。しかし、その他の中央独占資本は土地所有を拡大し続ける。かくして、大正後期から昭和初期にかけては華族地主、政商地主、個人地主と資本地主との交代期にあたり、この交代が決定的となるのは昭和五年以後と考えられる。

昭和五年と一五年の期間では華族巨大地主、政商地主、個人大地主の凋落が決定的となり、華族地主では千町歩以上の巨大地主は皆無となる。中央独占資本では甜菜糖業の勃興とともに糖業資本の土地所有への再進出が顕著となり、銀行資本、炭坑資本の進出も積極的で、いずれも千町歩以上の巨大地主となり、一流の地場資本も千町歩以上地主として現存しているのであり、ここに道内、道外資本地主の全盛期を形成する。

この期間において、北海道開拓以来土地所有のトップ・クラスの座を占めていた北海道型地主と開発地主は資本

地主にその席を譲るのである。かかる意味で、この時期は北海道地主の第二の転機と言える。それ以後農地改革前までは資本地主は若干後退するが、その多くは千町歩以上地主として強靱な存続を示し、農地改革によって初めて解体するに至る。その他の大地主階級では残存の華族地主及び政商地主は縮小した所有面積を不変のまま保持するが、残存個人巨大地主は土地売逃を積極的に行なう。かくして、農地改革の影響の最も甚大なるものは資本地主であり、これに個人所有ではないが学田地主と町村地主が続ぎ、華族地主、政商地主は中位であり、最も軽微であったものは個人地主であったと考えられる⁽³⁾。

注(1) ここで個人地主というのはその多くは農業地主であるが、その他会社員、

官吏、職業不明者等を含む。以下その他個人地主はたんに個人地主と呼ぶ。

(2) 北海道大学の小作農場は、北大附属農場が明治九年に札幌農学校名義で北海道開拓使勸業課より一、〇一一万坪(三、三七〇町)の土地割譲を受け、これを農園と称して農業実習及び実地研究場にあてたことに始まり、農場は第一農場から第八農場まであり、第一、第二農場は直営農場とし、第三農場以下を小作農場とし、第七農場は理学部新設の資金捻出のために売却した。昭和九年末現在における農場所在地及び貸付面積を示すと第一四表の通りである(富良野町『開村五十年略史』、一五―一六頁、昭和二七年)。

第14表 北海道大学小作農場所在地及び貸付面積(昭和9年)

農 場	所 在 地	(単位:町)	
		総 面 積	小作面積
第3農場	石狩支庁札幌郡札幌村字烈々布同	3,177.4	3,133.4
第4農場	石狩支庁札幌郡豊平町大字平岸村字簾舞	6,476.1	4,440.2
第5農場	空知支庁夕張郡角田村字雨煙別	5,066.6	4,150.5
第6農場	空知支庁夕張郡角田村字アノロ	7,143.4	6,495.6
第8農場	上川支庁空知郡富良野村及山部村	37,910.7	32,636.7
計		59,774.2	50,856.4

1. 計の数字は筆者が算出した。
2. 前掲富良野町『開村五十年略史』、15頁より。

この外学田小作農場としては、北海道大学と東京大学の農学部附属演習林内の小作農場がある（いずれも明治四三年殖民設定）。これは林内殖民として林内労働力確保の手段として設置されたものであり、この農地貸付規定は賦役義務、賦役拒否者に対する借地契約の解除を一方的に規定した封建的色彩の濃厚なものであり、この相互関係は「領主的支配関係」（北海道庁の東京大学演習林開放に關して農林省に提出した意見書）とまでいわれる程のものであった。両大学演習林内農地の状況は一五表の如くである。なお学田地主の生成から開放に至るまでの概観については東日出男「学田の解放」（前掲『北海道農地改革史』下巻所収）、二五一―二八七頁参照。

(3) ここで系譜別には独立のものとして取扱えない組合・会社組織農場について一言しておく（これ等組合・会社組織農場は高級官僚、政商、府県の豪農・豪商・地場資本士族等の組織したものが多く、これ等は明治二〇―三〇年代に簇生するのであるが、戦後不況期及び昭和恐慌期に解体して農地改革前までに土地所有を保持しているものは数えるほどしか存在しない。いま大正後期まで存続した農場は晩生合資会社（所有面積、大正九年三一四町）、合資会社必成社（農場（大正一三年、四五九町）、旭農場合資会社（八八一町）、若松組合農場（二三八町）、広部拓殖合名会社（四七二町）、金富農場（大正九年、二六五町）、若松農場（一八五町）、加藤農場（一〇九町）、函館農場（大正一三年、六二九町）、赤心社農場（八三一町）、北越殖民株式会社（一、四二一町）、合資会社利別農場（五二一町）等であるが、このうち昭和五年までに解体した（五〇町歩以上地主として存在しない）農場は旭農場合資会社、若松農場、加藤農場、利別農場等である。この時期までに存続した農場で農地改革前まで存在した農場は必成社農場（二一九町）、赤心社農場（二、一八九町）、北越殖民株式会社（一、〇八〇町）の三農場のみとなり、その他の農場は昭和五年以後崩壊したことになる。

北海道における大地主階級の変貌過程

第15表 演習林内農地の状況（昭和24年）

	(単位:町,人)	
	小作面積	小作人数
東大北海道演習林 (東山部村)	3,380.1	580
東大北海道演習林 (山部村)	25.4	7
東大北海道演習林 (富良野町)	1,426.8	217
北大雨竜演習林 (幌加内村)	1,233.0	259
北大天塩第一演習林 (常盤村)	214.9	30
北大天塩第一演習林 (中川村)	232.2	48
北大天塩第二演習林 (幌延村)	62.6	20
計	6,575.0	1,161

北海道庁『北海道農地改革史』下巻、
261 頁より。

このように組合・会社組織農場は華族・政商地主、地場資本地主に比して早期に解体したのは開墾状態の一定の進歩のもとで個別所有に移行したものであるが、その多くは第一次大戦後の不況期と昭和恐慌時に崩壊するに至り、かくして代表的な会社組織農場が千町歩以上の巨大地主として君臨するのは大正中期までであつて、それ以後は衰退ないし土地放棄に至り、華族地主よりはその解体が急速であつて農地改革による影響は軽微であつたと考えられる。

なお、系譜別考察のところでは、七〇〇町歩以上の大規模地主が主要な検討対象となつていて、それ以下の五〇町歩以上地主の考察が欠けている。この七〇〇町歩以下の地主、或は五〇町歩以下の地主については続稿「北海道における小地主階級の変貌過程」に譲る。

(四)、地主構成の地域別特質

以上五〇町歩以上地主の地域的・系譜的検討を行なつたのであるが、以下、旧開中核地から空知・後志・新開中核地から十勝・上川・網走の全支庁、停滞地から渡島・日高・限界地から釧路の各地域を摘出して、五〇町歩以上地主の地域別特質を前述の系譜別地主の地域的分布をも含めて要約する(統計表省略)。

空知は、(一)五〇〇町歩以上地主が戦前まで強固に存続していた地帯であつて、これが減少するのは戦時中である。(二)昭和恐慌期まで華族大地主地帯であり、それ以後戦前までの期間は道内、道外の資本地主地帯であり、(三)農地改革前には巨大町村地主及び学田、銀行地主地帯として存在し、(四)以上のことと関連して道内、道外不在地主の強靱な存続地帯であつた。

後志は、(一)在住地主の解体が早期でしかも徹底的であつたこと、(二)五〇〇町歩以上の大規模地主が明治末期、大正初期と昭和恐慌期に後退し、以後中小地主地帯となるが、農地改革前には三〇〇町歩以下の地主地帯となる。この大地主階級の早期における後退は、明治後期の毛利元徳農場の解体と谷七太郎農場(札幌製糖株式会社、札幌電燈会

社長）の崩壊によるものであり、昭和恐慌期の後退は曾我、京極、加藤等の華族農場の衰退によるものである。
(三)かくして、道内、道外不在地主凋落の顕著な地帯である。

上川は、(一)中小地主の没落が急激であった地帯であり、(二)これに反して七〇〇町歩以上の大規模地主の存続が強靱である、これは学田地主と町村地主が強固に存在していたことと、(三)大正中期～戦時経済前までは第一級の地場資本の進出地帯であったこと及び昭和恐慌期以後は銀行地主地帯であったことによる。(四)農地改革前には道内不在大地主比率の高い地帯であった、これは前述の学田地主、地場資本地主及び銀行地主の進出が積極的であったことによるものである。

十勝は、(一)五〇町歩以上地主の強固な存続が特徴的であり、昭和一五年には全道の五〇町歩以上地主数の二八・五％、農地改革前には二四・五％を占めるというように、五〇町歩以上地主の典型的な密集地帯である。(二)在住大規模地主の早期な、しかも急激な減少が指摘される。(三)昭和初期以後における道内、道外大規模地主の進出が確認され、なかでも道外不在地主の増大が顕著である。これは前述のように糖業資本の進出と大阪資本・新田帯革製造所の耕地拡大によるものである。(四)かくして、十勝は大正後期以後小地主と大規模地主の分布地帯として特徴づけうるであろう。

網走は、(一)在住小地主の後退が顕著であり（地主数のみ）、(二)農地改革前には道外不在大地主及び巨大地主が戸あてずつ存在していたこと、前者は王子製紙農場、後者は三井合名斜里農場でいずれも三井資本地主であったことは興味深い。(三)網走は十勝を矮小化した形での小地主と大規模地主地帯である。

渡島は、(一)五〇町歩以上地主数が大正九年と農地改革前に不変な地帯として特徴的であり、なかでも在住小地主

の増加が顯著である。(二)昭和五年以後、五〇町歩以上地主数が増加するなかで、道外不在地主は逆に減少している。(三)昭和初期には全地主数が減少するのであるが、とくに不在巨大地主の凋落が顯著であり、それ以後渡島は典型的な小地主地帯となる。この不在巨大地主は蜂須賀農場と合資会社知内農場であり、これ等の後退が渡島を巨大地主地帯から脱落せしめたものである。そして、渡島を小地主地帯として特徴づけたものは、町村地主と第一級の地場資本である相馬合名会社を先頭とした、函館在住の商人地主の土地所有への進出が大きな要因であったと考えられる。

日高は生産力水準の低位性が地主制存立の経済的基盤を造出しえなかったため、赤心株式会社を除いては大地主は存在せず、一〇〇町歩以下の小地主地帯であり、釧路も明治後期以後一貫して小地主地帯として特徴的である。^(注)

(注) 系譜的考察に続いて系譜別地主の経済構造、地主制後退の社会経済的要因についての検討を加えるべきであるが、これについては北海道地主制―日本地主制に対する理論的結論とともに『北海道地主制史論』で果たしたいと考えている。ここでは北海道地主後退の三つの劃期について一般的な要因を指摘するにとどめておく。

北海道における地主的土地所有後退の第一の劃期たる大正中期は、第一次大戦後の不況、畑作農業の危機、小作争議・農民運動の胎動期であり、第二の劃期たる昭和初期は、昭和恐慌、冷害凶作の連続、農民運動の農揚期であり、第三の劃期たる戦時経済時は、土地所有の国家独占資本主義的統制期である。

五、むすび

以上、五〇町歩以上の地主名簿を集計・整理して北海道における地主的土地所有の推転過程を検討したのである

が、ここでは大正中期の地主的土地所有の全盛・爛熟期以後の変貌過程の全道的、系譜的特質及び地主構成の地域的特徴を要約してむすびにかえる。

(1) 北海道における地主的土地所有は農地改革前において、二〇〇〇～五〇〇〇町層の後退・凋落が顕著で、五〇〇～二〇〇〇町層と七〇〇町歩以上の大規模地主層の強靱な存続が特徴的である。このような地主的土地所有の推転動向は府県のそれと異なる。この二〇〇〇～五〇〇〇町層の急減は、これ等の地主中に土地所有の経済的实现形態たる小作料に寄生するものが少なく、高利貸、農外事業経営者、高級サラリーマンが多いため、土地所有のうまみがなくなればすばやく土地を売逃げして、落層ないしは土地放棄したことによる。五〇〇～二〇〇〇町層には在村農業地主が多いためにそう容易には土地を手ばなすことなく、地主制の危機には耕作地主形態にてこれに対応したことによるものである。七〇〇〇町以上地主層の強靱な存続は、大正後期以降の華族地主、政商地主、組合・会社地主、個人地主（農業地主）の後退のあとに、第一級の地場資本、中央独占資本（糖業資本、乳業資本、炭坑資本、製紙資本、銀行資本等の資本地主が進出してきて、農地改革前まで所有面積を漸減しながらもその多くは千町歩以上の巨大地主として存続していたことによるものである。この外、学田地主、町村地主の強靱な存続も看過しえない。

(2) 明治末期から農地改革前までの全期間にわたって、五〇町歩以上地主地帯として存在した地域は、空知・上川・十勝の諸地帯であり、これに大正中期から網走が加わる。そして、後志は大正期まで、渡島は昭和初期まで五〇町歩以上地主の分布が多い。このなかでも、戦時中における十勝の比重はすばぬけている。これ等の五〇町歩以上の地主地帯は大規模地主の分布割合も高く、とくに千町歩以上巨大地主の密集地帯でもある。

(3) 北海道における地主的土地所有発展の停滞・後退は、第一次大戦後の不況時に畑作農業の危機＝農民経営の

危機、小作争議・農民運動の胎動とともににはじまる。これが地主的土地所有の後退・凋落の端初をなす第一の転機であり、これに続く第二の転機は小作争議、農民運動の発展期、昭和恐慌、凶作の連続期たる昭和初期であり、地主制後退の第三の転機は戦時経済時における土地所有の国家独占資本主義的統制期である。

このような地主制後退の劃期は府県地主のそれと同様であるが、その内容はつぎの如き北海道的特質が指摘できるであろう。つまり地主制後退の第一、第二の劃期では農家経済の逼迫、小作料の減少、地価の相対的騰貴によって小作料収入に依存する寄生地主的土地所有が衰退し（華族地主、政商地主、組合・会社地主、個人地主、小作料収入を副次的とする中央独占資本、第一級の地場資本、銀行資本等がこれに代り、これ以後北海道巨大地主の典型は資本地主となる。第三の劃期では各地主系譜とも全般的に後退するが、資本地主の多くには農地改革前まで千町歩以上の巨大地主として存続する。

(4) かくして、農地改革の影響は地主系譜によってつぎの如き相異を生む。農地改革の影響の大なるものは道内、道外資本地主、個別所有ではないが学田地主、町村地主であり、中位のもの華族地主、政商地主であり、軽微であったものは個人地主であったといえる。

(5) 地域別地主性格の特質としては、明治期から農地改革前まで一貫して五〇町歩以上地主地帯として君臨した空知・上川・十勝の諸地帯は昭和初期まで華族地主地帯であり、そのなかでも空知・上川は北海道拓殖銀行の土地所在地、十勝は糖業資本、大阪資本進出の顕著な地帯であった。またこれ等の地帯は個人地主、組合・会社地主の所在地でもある。網走は三井合名会社農場所在地、石狩は乳業資本地主所在地、空知・上川は学田地主、巨大町村地主所在地である。そして、明治期まで大地主地帯として存在した後志は華族地主地帯、桧山は個人地主地帯であ

り、昭和初期まで大地主地帯であった渡島は華族地主と組合・会社地主地帯であった。

〔附記〕

北海道庁農地課所蔵資料の利用に際しては、東日出男氏に種々お世話になった、記して感謝の意を表したい。

(一九六一、四、一〇)

(研究員)

〔以下附表〕

別・居住地別戸数の推移

地 主							合 計						
地 主		計											
昭和 15年	昭和 20年	大正 2年	大正 9年	(昭和) 5年	昭和 15年	昭和 20年	明治 43年	大正 2年	大正 9年	大正 13年	(昭和) 5年	昭和 15年	昭和 20年
69	61	237	259	191	252	167	661	493	562	413	313	481	283
37	29	188	169	117	134	86	413	278	286	210	167	204	135
15	10		47	46	39	23			80	57	54	57	41
12	9	41	54	33	20	24	57	61	77	57	43	34	28
4	2	26	14	14	10	7		40	19	24	16	12	9
3	7		12	6	7	10	19		13	7	7	13	
7	6		12	7	9	8	18	15	13	8	10	10	
147	124	492	567	414	471	325	1,149	872	1,058	787	608	805	519

北海道における大地主階級の変貌過程

14.3	21.6	48.1	46.1	61.0	52.4	59.1	57.5	56.5	53.1	52.5	51.5	59.8	54.5
18.1	21.5	67.7	59.1	70.1	65.7	63.7	35.9	31.9	27.0	26.7	27.5	25.3	26.0
26.3	24.4		58.7	85.1	68.4	56.1			7.6	7.2	8.9	7.1	7.9
35.3	32.1	67.2	70.1	76.7	58.8	85.7	5.0	7.0	7.3	7.2	7.1	4.2	5.4
33.3	22.2	65.0	73.7	87.5	83.3	77.8		4.6	1.8	3.0	2.6	1.5	1.7
42.8	53.8		63.2	85.7	100.0	76.9	1.6		1.8	1.7	1.2	0.9	2.5
70.0	60.0		80.0	87.5	90.0	80.0		1.4	1.7	1.3	1.2	1.6	
18.3	23.9	56.4	53.6	68.1	58.5	62.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

94.5	83.6	91.5	100	73.7	97.3	64.5	117.6	87.7	100	74.5	55.7	85.6	50.4
82.2	64.4		100	69.2	79.3	50.9			100	73.4	58.4	71.3	47.2
71.4	47.6	87.0	100	97.9	83.0	48.9	93.2	75.9	100	71.3	67.5	71.3	51.3
46.2	34.6		100	61.1	37.0	44.4			100	74.0	55.8	44.2	36.4
50.0	25.0	75.0	100	100.0	71.4	50.0	150.0	79.2	100	126.3	84.2	63.2	47.4
42.9	100.0		100	50.0	58.3	83.3			100	68.4	36.8	36.8	68.4
77.8	66.7	68.4	100	58.3	75.0	66.7	75.5	100	100	86.7	53.3	66.7	66.7
77.8	65.6		100	73.0	83.1	57.3			108.6	82.4	100	74.4	57.5

作成。

集計は道庁所蔵「農場台帳」（大正9年）と対照作成。

ル調査』より。

場一覧表」より集計作成。

集計作成。

庁所蔵）より集計作成。

附表 1 五〇町歩以上地主の所有規模

I. 実 数 (戸)

北海道における大地主階級の変貌過程

	在 住 地 主					不 在									
						道 内 不 在 地 主					道 外 不 在				
	大正 2 年	大正 9 年	(昭和 5 年)	昭和 15 年	昭和 20 年	大正 2 年	大正 9 年	(昭和 5 年)	昭和 15 年	昭和 20 年	大正 2 年	大正 9 年	(昭和 5 年)		
50～100町	256	303	122	229	116	175	186	131	183	106	62	73		60	
100～200	90	117	50	70	49	123	124	71	97	57	65	45		46	
200～300		33	8	18	18		26	25	24	13		21		21	
300～500	20	23	10	14	4	20	28	14	8	15	21	26		19	
500～700	14	5	2	2	2	11	6	7	6	5	15	8		7	
700～1,000		7	1	—	3		5	2	4	3		7		4	
1,000町～		3	1	1	2		3	2	2	2		9		5	
合 計	380	491	194	334	194	329	378	252	324	201	163	189		162	

II. 割 合 (%)

50～100町	51.9	53.9	38.9	47.6	40.9	35.5	33.1	41.8	38.0	37.5	12.6	12.9		19.2	
100～200	32.4	40.9	29.9	34.3	36.3	44.2	43.4	42.5	47.5	42.2	23.4	15.7		27.5	
200～300		41.3	14.8	31.5	43.9		32.5	46.3	42.1	31.7		26.3		38.8	
300～500	32.8	29.8	23.2	41.2	14.3	32.8	36.3	32.5	23.5	53.6	34.4	33.7		44.2	
500～700	35.0	26.3	12.5	16.7	22.2	27.5	31.6	43.7	50.0	55.6	37.5	42.1		43.7	
700～1,000		36.8	14.3	—	23.1		26.3	28.6	57.1	123.1		536.8		57.1	
1,000町～		20.0	12.5	10.0	20.0		20.0	25.0	20.0	20.0		60.0		62.5	
合 計	43.6	46.4	31.9	41.5	37.4	37.7	35.7	41.4	40.4	38.7	18.7	17.8		26.6	

III. 大正 9 年を 100 とした指数

50～100町	84.5	100	40.3	75.6	38.3	94.1	100	76.4	98.4	57.0	84.9	100		82.2	
100～200	60.0	100	42.7	59.8	41.9	82.0	100	57.3	78.2	46.0	98.5	100		102.2	
200～300		100	24.2	54.5	54.5		100	96.2	92.3	50.0		100		100.0	
300～500	86.9	100	43.5	60.9	17.4	71.4	100	50.0	28.6	53.6	80.0	100		73.1	
500～700	93.3	100	40.0	40.0	40.0	78.6	100	116.7	100.0	83.3	62.5	100		87.5	
700～1,000		100	14.3	—	42.9		100	40.0	80.0	60.0		100		57.1	
1,000町～		100	33.3	33.3	66.7		100	66.7	66.7	66.7		100		55.8	
合 計	77.4	100	39.5	68.0	39.5	87.0	100	66.7	85.7	53.2	86.2	100		85.7	

1. 明治43年は北海道庁『産業調査報告書』第一巻(大正3年), 50～54頁より
2. 大正2年は北海道庁拓殖部『北海道拓殖統計書』(大正3年), 13頁より作成.
3. 大正9年は北海道庁農産課『五十町歩以上ノ地主』より集計作成. 居住地別
4. 大正13年は前掲農林省農務局『五十町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関ス
5. 昭和5年は北海道庁産業部『農場調査(北海道の小作事情其四)』附録「農
6. 昭和15年は北海道庁農政課『五十町歩以上の大地主調査』(道庁所蔵)より
7. 昭和20年は北海道庁農地開拓部『五十町歩以上大地主の解体状況調査』(道

別・居住地別面積の推移

計		不 在 地 主 面 積					
		道 内			道 外		
昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年
33,146.9	19,768.2	13,270.1	12,815.0	7,636.2	4,905.5	4,796.2	4,170.3
26,885.8	18,484.7	17,432.0	12,891.2	7,736.2	6,394.7	4,601.7	3,928.1
13,497.3	9,684.0	6,616.5	5,268.6	3,021.2	4,969.1	3,986.1	2,307.7
12,659.0	10,294.0	10,508.6	3,031.9	5,421.5	10,171.6	4,963.0	3,483.7
7,439.4	5,586.1	3,536.4	3,691.7	2,993.3	4,864.9	2,439.5	1,291.7
5,881.4	10,787.2	4,183.6	3,203.2	2,829.7	6,099.9	2,678.2	5,624.1
15,336.7	17,289.2	6,519.7	2,603.2	3,428.4	24,705.9	11,688.5	11,754.4
114,846.5	91,893.4	62,066.9	43,504.8	33,066.5	62,111.6	35,153.2	32,560.0

北海道における大地主階級の変貌過程

28.9	21.5	73.0	72.8	64.7	12.9	14.5	21.1
23.4	20.1	73.2	73.7	66.3	16.0	14.1	21.3
11.8	10.5	57.1	56.9	56.7	25.3	29.5	23.8
11.0	11.2	50.8	37.9	62.3	34.6	39.2	32.5
6.5	6.1	42.1	60.2	69.9	43.4	32.8	23.1
5.1	11.7	40.7	54.5	33.5	38.1	45.5	52.1
13.4	18.8	20.9	18.2	22.0	65.3	76.2	68.0
100.0	100.0	50.0	55.3	50.4	32.3	30.6	35.4

86.9	51.8	100	96.6	57.5	100	97.8	85.0
67.2	46.2	100	73.9	44.4	100	71.9	61.4
69.2	49.6	100	79.6	45.7	100	80.2	46.4
43.1	35.0	100	28.9	51.6	100	48.8	34.2
66.3	49.8	100	104.4	84.6	100	50.1	26.6
36.8	67.5	100	76.6	67.4	100	43.9	92.2
40.5	45.7	100	39.9	52.6	100	47.3	47.6
59.8	47.8	100	70.1	53.3	100	56.6	52.4

積に対する割合、道外不在地主面積割合は五〇町歩以上地主総面積に

附表2 五〇町歩以上地主の所有規模

I. 実 数 (町)

	居 住 地 別						
	在 住			不 在 住			
	大正 9 年	昭和15年	昭和20年	大正 9 年	昭和15年	昭和20年	
50～100町	19,972.3	15,535.7	7,961.7	18,175.6	17,611.2	11,806.5	38,147.9
100～200	16,158.2	9,392.9	6,820.4	23,826.7	17,492.9	11,664.3	39,984.9
200～300	7,923.9	4,242.6	4,355.1	11,585.6	9,585.7	5,328.9	19,509.5
300～500	8,698.6	4,664.1	1,388.8	20,680.2	7,994.9	8,905.2	29,378.8
500～700	2,811.9	1,308.2	1,301.1	8,401.3	6,131.2	4,285.0	11,213.2
700～1,000	5,707.5	—	2,333.4	10,283.5	5,881.4	8,453.8	15,991.0
1,000町～	6,628.5	1,045.0	2,106.4	31,225.6	14,291.7	15,182.8	37,854.1
合 計	67,900.9	36,188.5	26,266.9	124,178.5	78,658.0	65,626.5	192,079.4

II. 割 合 (%)

50～100町	52.4	46.9	40.3	47.6	53.1	59.7	19.9
100～200	40.4	34.9	86.9	59.6	65.1	63.1	20.8
200～300	40.6	31.4	45.0	59.4	68.6	55.0	10.2
300～500	29.6	36.9	13.8	70.4	63.1	86.2	15.3
500～700	25.1	17.6	23.3	74.9	82.4	76.7	5.8
700～1,000	35.7	—	21.6	64.3	100.0	78.4	8.3
1,000町～	17.5	6.8	12.2	82.5	93.2	87.8	19.7
合 計	35.4	31.5	28.6	64.6	68.5	71.4	100.0

III. 大正 9 年を 100 とした指数

50～100町	100	77.8	39.9	100	96.9	65.0	100
100～200	100	58.1	42.2	100	73.4	48.9	100
200～300	100	53.5	55.0	100	79.9	46.0	100
300～500	100	53.6	16.0	100	38.7	42.1	100
500～700	100	46.5	46.3	100	72.9	51.0	100
700～1,000	100	—	40.9	100	57.2	82.2	100
1,000町～	100	15.8	31.8	100	45.8	48.6	100
合 計	100	53.3	38.7	100	63.3	52.8	100

1. 上段は実数，中段は居住地別割合，但し道内不在地主面積割合は不在地主面
対する割合。

2. 資料は前表に同じ。

居住地別戸数推移

地 主										合 計									
不 在 地 主					計														
大正 13年	昭和 5年	昭和 15年	昭和 20年	昭和 25年	大正 9年	大正 13年	大正 15年	昭和 5年	昭和 15年	昭和 20年	明治 43年	大正 9年	大正 13年	昭和 5年	昭和 15年	昭和 20年			
10	12	6	2	18	45	30	29	28	15	92	27	74	49	47	51	30			
21	24	33	26	52	88	69	65	94	70	225	70	128	101	80	121	97			
15	10	9	3	42	57	34	36	37	11	148	71	111	93	45	57	16			
10	9	5	2	19	46	14	23	15	7	71	27	74	51	38	26	19			
19	26	18	13	29	130	93	95	86	42	176	36	221	130	123	126	57			
21	24	36	37	20	49	53	41	98	79	183	29	148	136	88	229	127			
18	39	18	16	2	61	48	73	48	40	44	10	129	105	102	83	66			
5	3	5	3	13	15	9	7	10	6	29	16	27	31	11	14	11			
7	9	8	7	15	31	16	18	22	19	84	16	42	34	25	39	41			
1	3	3	3	1	10	6	10	12	3	45	1	31	15	23	21	10			
2	2	4	3	7	16	8	6	8	6	27	11	36	19	9	16	12			
3	—	—	2	4	7	4	4	5	7	14	7	10	10	6	9	10			
1	1	—	3	—	—	2	2	—	8	—	—	3	3	3	3	9			
2	—	2	4	1	12	3	5	8	12	11	1	24	15	8	10	14			
135	162	147	124	223	567	389	414	471	325	1,149	322	1,058	792	608	805	519			

北海道における大地主階級の変貌過程

20.4	25.5	11.8	6.7	66.7	60.8	61.2	61.7	54.9	50.0	8.0	8.4	7.0	6.2	7.7	6.3	5.7
20.8	30.0	27.3	26.8	74.2	68.8	68.2	81.3	77.7	72.2	19.6	21.7	12.1	12.8	13.2	15.0	18.7
16.1	22.2	15.8	18.8	59.2	51.4	36.5	80.0	64.9	68.8	12.9	22.0	10.5	11.7	7.4	7.1	3.1
19.6	23.7	19.2	10.5	70.4	62.2	27.7	60.5	57.7	36.8	6.2	8.4	7.0	6.4	6.2	3.2	3.7
14.6	21.1	14.3	22.8	80.6	58.8	71.5	77.2	68.3	73.7	15.3	11.2	20.9	16.4	20.2	15.7	11.0
15.4	27.3	15.7	29.1	69.0	33.1	38.9	46.6	42.8	62.2	15.9	9.0	14.0	17.2	14.4	28.5	24.5
17.1	38.2	21.7	24.2	20.0	47.3	34.5	77.1	65.7	46.6	3.8	3.1	12.2	13.3	16.8	10.3	12.7
16.1	27.3	35.7	27.3	81.3	55.6	62.9	0.6	3.6	71.4	54.6	2.5	5.0	2.6	3.9	1.8	2.1
20.6	36.0	20.5	17.1	93.8	73.1	84.7	1.7	2.0	56.4	46.3	7.3	5.0	4.0	4.3	4.1	7.9
6.7	13.0	14.3	30.0	100.0	32.3	40.0	43.5	57.1	30.0	3.9	0.3	2.9	1.9	3.8	2.6	1.9
10.5	22.2	25.0	25.0	63.6	44.4	42.1	66.7	50.0	50.0	2.3	3.4	3.4	2.4	1.5	2.0	2.3
30.0	—	—	20.0	57.1	70.0	40.0	66.7	55.6	70.0	1.2	2.2	1.0	1.3	1.0	1.1	1.9
33.3	33.3	—	33.3	—	—	66.6	66.7	—	88.9	—	—	0.3	0.4	0.5	0.4	1.7
13.3	—	20.0	28.6	100.0	50.0	62.0	62.5	80.0	85.7	1.0	0.3	2.3	1.9	1.3	1.2	2.7
16.9	26.6	18.3	23.9	69.3	53.6	49.0	68.1	58.5	62.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0

附表 3 五〇町歩以上地主の支庁別

I. 実 数 (戸)

北海道における大地主階級の変貌過程

		在 住 地 主						不 在									
								道 内 不 在 地 主						道 外			
		(大正 元年)	大正 9年	大正 13年	(昭和 5年)	昭和 15年	昭和 20年	(大正 元年)	大正 9年	大正 13年	(昭和 5年)	昭和 15年	昭和 20年	(大正 元年)	大正 9年		
石空	狩知	9	29	19	18	23	15	15	32	20	17	22	13	3	13		
後胆	志振	18	40	32	15	27	27	30	56	48	41	61	44	22	32		
		29	54	59	9	20	5	28	40	19	26	28	8	14	17		
		8	28	37	15	11	12	8	30	4	14	10	5	11	16		
上十	川勝	7	91	37	28	40	15	16	96	74	69	68	29	13	34		
網	走	9	99	83	47	131	48	11	35	32	17	62	42	9	14		
		8	68	57	29	35	26	2	40	30	34	30	24	—	21		
桧渡	山島	3	12	22	4	4	5	4	7	4	4	5	3	9	8		
日留	高萌	1	11	18	7	17	22	5	19	9	9	14	12	10	12		
		—	21	9	13	9	7	—	8	5	7	9	—	1	2		
		4	20	11	3	8	6	3	7	6	4	4	3	4	9		
釧根	路室	3	3	6	2	4	3	1	5	1	4	5	5	3	2		
宗	谷	—	3	1	1	3	1	—	—	1	1	—	5	—	—		
		—	12	12	3	2	2	—	3	1	5	6	8	1	9		
全	道	99	491	403	194	334	194	123	378	254	252	324	201	100	189		

II. 割 合 (%)

石空後胆	狩知志振	33.3	39.2	38.8	38.3	45.1	50.0	55.5	43.2	40.8	36.2	43.1	43.3	11.1	17.6	
		25.7	31.3	31.7	18.8	22.3	27.8	42.8	43.8	47.5	51.3	50.4	45.4	31.4	25.0	
		40.8	48.6	63.4	20.0	35.1	31.3	39.4	36.0	20.4	57.8	49.1	50.0	19.7	15.3	
		29.6	37.8	72.5	39.5	42.3	63.2	29.6	40.5	7.8	36.8	38.5	26.3	40.7	21.6	
上十網	川勝走	19.4	41.2	28.5	22.8	31.7	26.3	44.4	44.3	45.6	9.5	56.1	54.0	50.9	36.1	15.4
		31.0	66.9	61.0	53.4	57.2	37.8	37.9	23.6	23.5	19.3	27.1	33.1	31.0	9.5	
		80.0	52.7	54.3	28.4	42.2	39.4	20.0	31.0	28.6	33.3	36.1	36.4	—	16.3	
桧渡日留	山島高朋	18.8	44.4	71.0	36.4	28.6	45.4	25.0	25.9	12.9	36.4	35.7	27.3	56.3	29.6	
		6.2	26.2	52.9	28.0	43.6	53.7	31.4	25.6	53.6	30.3	35.9	29.3	62.5	28.6	
		—	67.7	60.5	54.2	97.0	—	25.8	33.3	30.4	42.6	—	100.0	6.5		
		36.4	55.6	57.9	33.3	50.0	50.0	27.3	19.4	31.6	44.4	25.0	25.0	36.4	25.0	
釧根宗	路室谷	42.9	30.0	60.0	33.3	44.4	30.0	14.3	50.0	10.0	66.7	55.6	50.0	42.9	20.0	
		—	100.0	33.3	33.3	100.0	11.1	—	—	33.3	33.3	—	55.6	—	—	
		—	50.0	80.0	37.5	20.0	14.3	—	12.5	6.7	62.5	60.0	57.1	100.0	37.5	
全	道	30.7	46.4	50.9	31.9	41.5	37.4	38.2	35.7	32.1	41.4	42.2	38.7	31.1	17.9	

資料は前表に同じ。

所有規模別戸数の推移

500～700					700～1,000					1,000町～					合 計				
(大元)	大正9年	昭5	昭和15年	昭和20年	(大元)	大正9年	昭5	昭和15年	昭和20年	(大元)	大正9年	昭5	昭和15年	昭和20年	(大元)	大正9年	昭5	昭和15年	昭和20年
2	2	2	2	—	2	1	1	—	—	1	—	—	—	—	27	74	47	51	30
1	4	6	4	—	2	5	1	2	4	1	2	1	1	—	70	128	80	121	97
2	2	1	—	—	3	—	—	—	—	—	—	1	—	—	71	111	45	57	16
1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	27	74	38	26	19
—	2	4	2	2	1	5	2	1	2	—	4	2	—	3	36	221	123	126	57
1	4	1	4	3	3	7	2	2	5	3	1	1	7	4	29	148	88	229	127
1	3	2	—	2	—	—	—	—	—	—	2	1	1	1	10	129	102	83	66
3	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	16	27	11	14	11
—	1	—	—	1	1	—	—	—	1	1	2	2	—	—	16	42	25	39	41
1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	1	31	23	21	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11	36	9	16	12
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	10	6	9	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3	9
—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	1	24	8	10	14
12	19	16	12	9	10	19	7	7	13	9	15	8	10	10	322	1,058	608	805	519

北海道における大地主階級の変貌過程

7.4	2.7	4.3	3.9	—	—	2.7	2.1	2.0	—	—	1.4	—	—	—	8.4	7.0	7.7	6.3	5.7
1.4	3.1	7.5	3.3	—	2.9	3.9	1.3	1.7	4.1	1.4	1.6	1.3	0.8	—	21.7	12.1	13.2	15.0	18.7
2.8	1.8	2.2	—	—	4.2	—	—	—	—	—	—	2.2	—	—	22.0	10.5	7.4	7.1	3.1
3.7	—	—	—	—	—	—	—	—	5.3	3.7	—	—	—	—	8.4	7.0	6.2	3.2	3.7
—	0.9	3.3	1.6	3.5	2.8	2.3	1.6	0.8	3.5	—	1.8	1.6	—	5.3	11.2	20.9	20.2	15.7	11.0
3.4	2.7	1.1	1.7	2.4	10.3	4.7	2.3	0.9	3.9	10.3	0.7	1.1	3.1	3.1	9.0	14.0	14.4	28.5	24.5
10.0	2.3	2.0	—	3.0	—	—	—	—	—	—	1.6	1.0	1.2	1.5	3.1	12.2	16.8	10.3	12.7
18.8	—	—	—	9.1	—	—	—	—	—	12.5	—	—	—	—	5.0	2.6	1.8	1.7	2.1
—	2.4	—	—	2.4	6.3	—	—	—	2.6	2.4	12.5	4.8	8.0	—	5.0	4.0	4.1	4.8	7.9
100.0	—	—	—	—	—	—	4.3	—	—	—	—	—	—	—	4.8	10.0	0.3	2.9	3.8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.3	3.4	3.4	1.5	2.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.2	1.0	1.0	1.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.5	0.4
—	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	12.5	—	—	—	0.3	2.3	1.3	1.2	2.7
3.7	1.8	2.6	1.5	1.7	3.1	1.8	1.2	0.9	2.5	2.8	1.4	1.3	1.2	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

が『地主名簿』から集計しなおしたためである。

表1に同じ。

附表 4

五〇町歩以上地主の支庁別

I. 実 数 (戸)

北海道における大地主階級の変貌過程

		50～100町					100～200					200～300					300～500				
		(大元)	大正9年	(昭5)	昭和15年	昭和20年	(大元)	大正9年	(昭5)	昭和15年	昭和20年	(大元)	大正9年	(昭5)	昭和15年	昭和20年	(大元)	大正9年	(昭5)	昭和15年	昭和20年
石狩	狩	12	42	26	34	18	9	20	12	8	6	4	2	2	4	3	—	5	4	2	3
空知	知	25	56	37	59	54	25	38	20	36	20	8	12	8	10	9	8	11	7	9	10
後志	志	29	60	23	33	9	17	27	11	15	4	13	13	3	6	3	7	9	6	3	—
胆振	振	12	46	21	18	10	5	18	8	5	6	6	7	4	1	—	2	3	5	2	2
上川	川	10	98	56	69	24	7	76	33	39	19	10	16	16	9	4	8	20	10	6	3
十勝	勝	3	94	50	152	68	9	28	21	43	37	9	7	8	16	6	1	7	5	5	4
網走	走	2	66	56	48	39	6	37	34	24	11	1	9	4	6	10	—	12	5	4	3
松山	山	6	16	5	7	6	4	3	3	6	3	—	4	3	1	1	1	4	—	—	—
渡島	島	3	24	9	23	21	3	10	10	11	14	3	3	3	2	3	4	2	1	2	1
日高	高	—	18	19	17	5	—	9	3	3	3	—	2	—	—	—	—	2	—	—	1
留萌	萌	1	25	4	8	8	6	7	4	7	1	4	3	1	—	2	—	1	—	1	—
釧路	路	3	5	2	3	6	2	4	4	5	4	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—
根室	室	—	—	1	2	6	—	2	1	1	3	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
宗谷	谷	—	12	4	8	9	1	7	3	1	4	—	—	1	1	—	—	1	—	—	1
全道	道	106	562	313	481	283	94	286	167	204	135	60	80	54	57	41	31	77	43	34	28

II. 割 合 (%)

石狩	狩	44.4	56.8	55.3	66.7	60.0	33.3	27.0	25.5	15.7	20.0	14.8	2.7	4.3	7.8	10.0	—	6.8	8.5	3.9	10.0
空知	知	35.7	43.8	46.3	48.8	55.7	35.7	29.7	25.0	29.8	20.6	11.4	9.4	10.0	8.3	9.3	11.4	8.6	8.8	7.4	10.3
後志	志	40.8	54.1	51.1	57.9	56.3	23.9	24.3	24.4	26.3	25.0	18.3	11.7	6.7	10.5	18.8	9.9	8.1	13.3	5.3	—
胆振	振	44.4	62.2	55.3	69.2	52.6	18.5	24.3	21.0	19.2	31.6	22.2	9.5	10.5	3.8	—	7.4	4.1	13.2	7.7	10.5
上川	川	27.8	44.3	45.5	54.8	42.1	19.4	33.4	26.8	31.0	33.3	27.8	7.2	13.0	7.1	7.0	22.2	9.0	8.1	4.8	5.3
十勝	勝	10.3	63.6	56.8	66.4	53.5	31.0	18.9	23.9	18.8	29.1	31.0	4.7	9.1	7.0	4.7	3.4	4.7	5.7	2.2	3.1
網走	走	20.0	51.2	54.9	57.8	59.1	60.0	28.7	33.3	28.9	16.7	10.0	7.0	3.9	7.2	15.2	—	9.3	4.9	4.8	4.5
松山	山	37.5	59.3	45.5	50.0	54.6	25.0	11.1	27.3	42.9	27.3	—	14.8	27.3	7.1	9.1	6.3	14.8	—	—	—
渡島	島	18.8	57.1	36.0	60.0	51.2	18.8	23.8	40.0	28.2	34.1	18.8	7.1	12.0	5.1	7.3	25.0	4.8	4.0	5.1	2.4
日高	高	—	58.1	82.6	68.1	050.0	—	29.0	13.0	14.3	30.0	—	6.5	—	—	—	—	6.5	—	—	10.0
留萌	萌	9.1	69.4	44.1	50.0	66.7	54.5	19.4	44.4	43.8	8.3	36.4	8.3	11.1	—	16.7	—	2.8	—	6.3	—
釧路	路	42.9	50.0	33.3	33.3	60.0	28.6	40.0	66.6	55.6	40.0	28.6	10.0	—	11.1	—	—	—	—	—	—
根室	室	—	—	33.3	66.7	66.7	—	66.7	33.3	33.3	33.3	—	33.3	33.3	—	—	—	—	—	—	—
宗谷	谷	—	50.0	50.0	80.0	64.3	100.0	29.1	37.5	10.0	28.6	—	—	12.5	10.0	—	—	4.2	—	—	7.1
全道	道	32.9	53.1	51.5	59.8	54.5	29.2	27.0	27.5	25.3	26.0	18.6	7.6	8.9	7.1	7.9	9.6	7.3	7.1	4.2	5.4

1. 第12表の支庁別戸数と昭和5年の支庁別戸数とは一致しないが、後者は筆者
2. 大正元年は北海道庁『北海道農場調査』(大正2年)より作成。その他は附

居住地別面積の推移

	不 在 地 主 面 積					
	道 内			道 外		
	大正9年	昭和15年	昭和20年	大正9年	昭和15年	昭和20年
昭和20年						
3,818.3	5,065.5	3,086.7	1,872.5	2,267.1	1,221.5	503.7
15,601.2	10,006.9	8,084.3	6,801.0	11,683.0	6,928.0	4,620.0
1,996.0	5,069.6	3,379.5	844.9	3,442.9	924.7	330.4
3,026.6	3,364.3	1,179.7	862.4	2,177.3	663.2	1,076.0
13,619.6	21,698.2	8,784.3	8,125.5	9,143.5	2,574.0	2,232.2
27,016.2	5,006.9	10,839.8	7,484.6	5,198.3	16,003.8	14,449.0
11,688.3	6,258.0	3,763.1	3,579.8	9,515.0	2,884.0	4,282.5
1,767.3	811.3	572.0	252.2	1,478.7	722.9	899.3
5,764.3	2,328.5	1,479.8	1,191.1	2,701.3	1,579.0	1,523.6
2,239.6	788.1	712.5	—	598.1	1,152.3	1,545.1
2,211.5	883.7	360.3	212.5	1,013.0	362.7	337.2
890.7	486.8	636.9	399.4	284.5	—	210.9
769.7	—	—	427.7	—	—	262.9
1,484.1	299.1	625.9	1,012.9	12,608.9	137.1	287.2
91,893.4	62,066.9	43,504.8	33,066.5	62,111.6	35,153.2	32,560.0

4.2	69.1	71.6	78.8	18.6	16.8	13.2
17.0	46.1	53.9	59.5	41.5	36.3	29.6
2.2	59.6	78.5	71.9	21.7	13.4	16.6
3.3	60.7	64.0	44.5	25.2	22.8	35.6
14.8	70.4	77.3	78.4	21.7	15.6	16.4
29.4	49.1	40.4	34.1	19.3	42.2	53.5
12.7	39.7	56.5	45.5	40.3	27.3	36.6
1.9	35.4	44.2	21.9	39.1	41.2	50.9
6.3	46.3	48.4	43.9	36.6	30.3	26.4
2.4	56.9	38.2	—	15.7	42.5	69.0
2.4	46.6	49.8	38.7	27.2	20.2	15.2
1.0	63.1	100.0	65.4	28.2	—	23.7
0.8	—	—	61.9	—	—	34.2
1.6	2.3	82.0	77.9	87.6	15.5	19.3
100.0	50.0	55.3	50.4	32.3	30.6	35.4

は五〇町歩以上地主総面積に対する割合である。

附表 5 五〇町歩以上地主の支庁別・

I. 実 数 (町)

北海道における大地主階級の変貌過程

		居 住			地 別			計	
		在 住			不 在 住				
		大正 9 年	昭和15年	昭和20年	大正 9 年	昭和15年	昭和20年	大正 9 年	昭和15年
石 狩	4,846.5	2,944.0	1,442.1	7,332.6	4,308.2	2,376.2	12,179.1	7,252.2	
空 知	6,443.9	4,056.2	4,180.2	21,689.9	15,012.3	11,421.0	28,133.8	19,068.5	
後 志	7,370.1	2,575.4	820.7	8,512.5	4,304.2	1,175.3	15,882.6	6,879.6	
胆 振	3,082.3	1,063.8	1,088.2	5,541.6	1,842.9	1,938.4	8,623.9	2,906.7	
上 川	11,250.0	5,137.3	3,261.9	30,841.7	11,358.3	10,357.7	42,091.7	16,495.6	
十 勝	16,680.7	11,075.7	5,082.6	10,205.2	26,843.6	21,933.6	26,885.9	37,919.3	
網 走	7,825.0	3,929.8	3,826.0	15,773.0	6,647.1	7,862.3	23,598.0	10,576.9	
桧 山	1,491.4	458.8	615.8	2,290.0	1,294.9	1,151.5	3,781.4	1,753.7	
渡 島	2,342.1	2,149.9	3,049.6	5,029.8	3,058.8	2,714.7	7,371.9	5,208.7	
日 高	2,423.7	844.7	694.5	1,386.2	1,864.8	1,545.1	3,809.9	2,709.5	
留 萌	1,826.8	1,072.7	1,661.8	1,896.7	723.0	549.7	3,723.5	1,795.7	
釧 路	236.1	518.3	280.4	771.3	636.9	610.3	1,007.4	1,155.2	
根 室	597.2	239.4	79.1	—	—	690.6	597.2	239.4	
宗 谷	1,485.1	122.5	184.0	12,908.0	763.0	1,300.1	14,393.1	885.5	
全 道	67,900.9	36,188.5	26,266.9	124,178.5	78,658.0	65,626.5	192,079.4	114,846.5	

II. 割 合 (%)

石 狩	39.8	40.6	37.8	60.2	59.4	62.2	6.3	6.3
空 知	22.9	21.3	26.8	77.1	78.7	73.2	14.6	16.6
後 志	46.4	37.4	41.1	53.6	62.6	58.9	8.3	6.0
胆 振	35.7	36.6	36.0	64.3	63.4	64.0	4.5	2.5
上 川	26.7	31.1	24.0	73.3	68.9	76.0	21.9	14.4
十 勝	62.0	29.2	18.8	38.0	70.8	81.2	14.0	33.0
網 走	33.2	37.2	32.7	66.8	62.8	67.3	12.3	9.2
桧 山	39.4	26.2	34.8	60.6	73.8	65.2	2.0	1.5
渡 島	31.8	41.3	52.9	68.2	58.7	47.1	3.8	4.5
日 高	63.6	31.2	31.0	36.4	68.8	69.0	2.0	2.4
留 萌	49.1	59.7	75.1	50.9	40.3	24.9	2.0	1.6
釧 路	23.4	44.9	31.5	76.6	55.1	68.5	0.5	1.0
根 室	100.0	100.0	10.3	—	—	89.7	0.3	0.2
宗 谷	10.3	13.8	12.4	89.7	86.2	87.6	7.5	0.8
全 道	35.4	31.5	28.6	64.6	68.5	71.4	100.0	100.0

1. 道内不在地主面積割合は不在地主面積に対する割合、道外不在地主面積割合
2. 資料は前表に同じ。

附表 6 北海道拓殖銀行所有地（昭和15年）

（単位：町，戸）

田	畑	計	小戸 作数	所 在 地
246.7	500.7	747.4	138	石狩支庁 札幌 幌 郡 篠路 村
14.3	45.1	59.4	10	〃 〃 〃 〃 〃 〃
56.0	7.9	63.9	19	〃 〃 〃 〃 〃 〃
87.1	12.0	99.1	18	空知支庁 石空 〃 郡 江別 村
199.5	27.5	227.0	83	〃 〃 〃 〃 〃 〃
50.2	19.4	69.6	30	〃 〃 〃 〃 〃 〃
91.9	1.0	92.9	24	〃 〃 〃 〃 〃 〃
247.7	17.8	265.5	40	〃 〃 〃 〃 〃 〃
63.7	179.0	242.7	37	〃 〃 樺 戸 郡 月形 村
78.8	56.5	135.3	32	〃 〃 〃 〃 〃 〃
16.9	34.2	51.1	15	〃 〃 〃 〃 〃 〃
264.6	13.7	278.3	77	〃 〃 雨 竜 郡 妹背牛 村
29.6	60.3	89.9	17	〃 〃 〃 〃 〃 〃
64.4	0.1	64.5	15	上川支庁 上 川 郡 旭川 村
20.5	74.0	94.5	27	〃 〃 〃 〃 〃 〃
171.8	5.2	177.0	51	〃 〃 〃 〃 〃 〃
282.5	63.1	345.6	53	〃 〃 空 上 郡 中富 村
50.6	71.0	121.6	14	〃 〃 〃 〃 〃 〃
462.1	258.3	720.4	183	〃 〃 〃 〃 〃 〃
119.5	8.0	127.5	33	〃 〃 〃 〃 〃 〃
52.0	11.1	63.1	14	〃 〃 〃 〃 〃 〃
125.5	11.5	137.0	62	〃 〃 〃 〃 〃 〃
59.8	72.5	132.3	27	〃 〃 〃 〃 〃 〃
56.2	112.4	168.6	9	〃 〃 〃 〃 〃 〃
1.8	87.1	88.9	18	〃 〃 中 川 郡 智恵 村
70.0	45.7	115.7	22	〃 〃 〃 〃 〃 〃
42.9	18.6	61.5	18	〃 〃 〃 〃 〃 〃
21.0	63.7	84.7	14	後志支庁 余 虻 市 田 郡 赤井 村
46.8	51.8	98.6	29	〃 〃 〃 〃 〃 〃
161.7	132.1	293.8	49	〃 〃 〃 〃 〃 〃
—	99.6	99.6	7	渡島支庁 山 越 郡 八雲 村
57.9	29.4	87.3	12	〃 〃 〃 〃 〃 〃
—	165.3	165.3	6	十勝支庁 三 河 郡 西川 村
22.8	159.6	182.4	25	〃 〃 〃 〃 〃 〃
148.1	266.6	414.7	42	〃 〃 〃 〃 〃 〃
4.3	77.2	81.5	8	〃 〃 〃 〃 〃 〃
25.5	121.5	147.0	70	〃 〃 河 東 郡 網走 村
—	173.8	173.8	31	網走支庁 網 走 郡 網走 村
—	117.2	117.2	20	〃 〃 〃 〃 〃 〃
48.4	120.2	168.6	—	〃 〃 〃 〃 〃 〃
11.6	155.2	166.8	51	〃 〃 〃 〃 〃 〃
—	119.7	119.7	45	市 部 函 館 市
3,574.7	3,666.6	7,241.3	1,495	

北海道における大地主階級の変貌過程

1. 五〇町歩以上所有地のみである。
2. 北海道庁農政課『五十町歩以上の大地主調査』（道庁所蔵）より作成。